【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月25日
【事業年度】	第13期（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
【会社名】	株式会社ウェブクルー
【英訳名】	WebCrew Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　青山 浩
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番５号
【電話番号】	03－6415－8050（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理ディビジョン統轄　今森 教仁
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番５号
【電話番号】	03－6415－8050（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理ディビジョン統轄　今森 教仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第９期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成20年９月	平成21年９月	平成22年９月	平成23年９月	平成24年９月
売上高	（千円）	6,072,422	7,690,337	9,179,863	11,283,675	16,327,000
経常利益	（千円）	468,131	390,255	798,515	1,130,307	1,752,399
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	△445,743	△411,524	321,497	6,411	947,273
包括利益	（千円）	―	―	―	68,389	984,021
純資産額	（千円）	4,162,156	3,554,746	3,761,693	3,374,835	4,224,194
総資産額	（千円）	6,187,046	5,517,597	7,020,286	7,761,738	9,667,010
１株当たり純資産額	（円）	108,002.93	95,410.90	102,152.74	163.23	204.04
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	△10,545.64	△11,094.69	9,091.09	0.32	47.91
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	8,697.58	0.30	44.38
自己資本比率	（%）	66.1	62.2	50.4	41.5	41.8
自己資本利益率	（%）	△8.2	△10.9	9.2	0.2	26.1
株価収益率	（倍）	―	―	7.8	844.4	10.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	1,295,028	1,892,474	754,794	1,227,019	1,836,143
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△579,985	△549,308	△916,060	△884,903	△894,164
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△1,452,188	△757,968	△45,926	386,234	△98,171
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	493,528	1,085,998	881,715	1,606,098	2,447,047
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	292 (214)	400 (415)	542 (535)	640 (535)	783 (605)

（注）１．売上高には消費税等は含まれておりません。

２．第９期及び第10期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益及び株価収益率は、１株当たり当期純損失を計上しているため記載をしておりません。

３．当連結会計年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号 平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号 平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号 平成22年６月30日）を適用しております。

当連結会計年度において１株につき300株及び１株につき２株の株式分割を行いましたが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第９期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成20年９月	平成21年９月	平成22年９月	平成23年９月	平成24年９月
売上高	（千円）	2,319,639	2,628,683	2,714,573	2,922,019	3,717,462
経常利益	（千円）	346,303	346,231	148,986	256,037	818,249
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	105,980	△733,092	△15,831	△741,567	703,752
資本金	（千円）	4,162,065	4,162,065	2,162,065	2,162,065	2,200,225
発行済株式総数	（株）	57,851	57,851	57,851	57,851	19,812,800
純資産額	（千円）	4,745,775	3,805,972	3,605,134	2,628,579	3,181,269
総資産額	（千円）	5,944,469	4,532,657	4,331,123	4,191,206	4,946,714
１株当たり純資産額	（円）	124,697.13	104,508.93	101,826.36	128.17	154.83
１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）	（円）	3,000 (1,500)	3,000 (1,500)	3,000 (1,500)	4,500 (1,500)	20 (10)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	2,507.34	△19,764.18	△447.66	△36.57	35.60
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	2,483.83	―	―	―	32.97
自己資本比率	（%）	79.5	82.9	81.4	60.3	62.0
自己資本利益率	（%）	1.8	△17.3	△0.4	△29.3	25.2
株価収益率	（倍）	25.8	―	―	―	14.7
配当性向	（%）	119.6	―	―	―	56.2
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	71 (6)	69 (4)	72 (4)	100 (11)	120 (13)

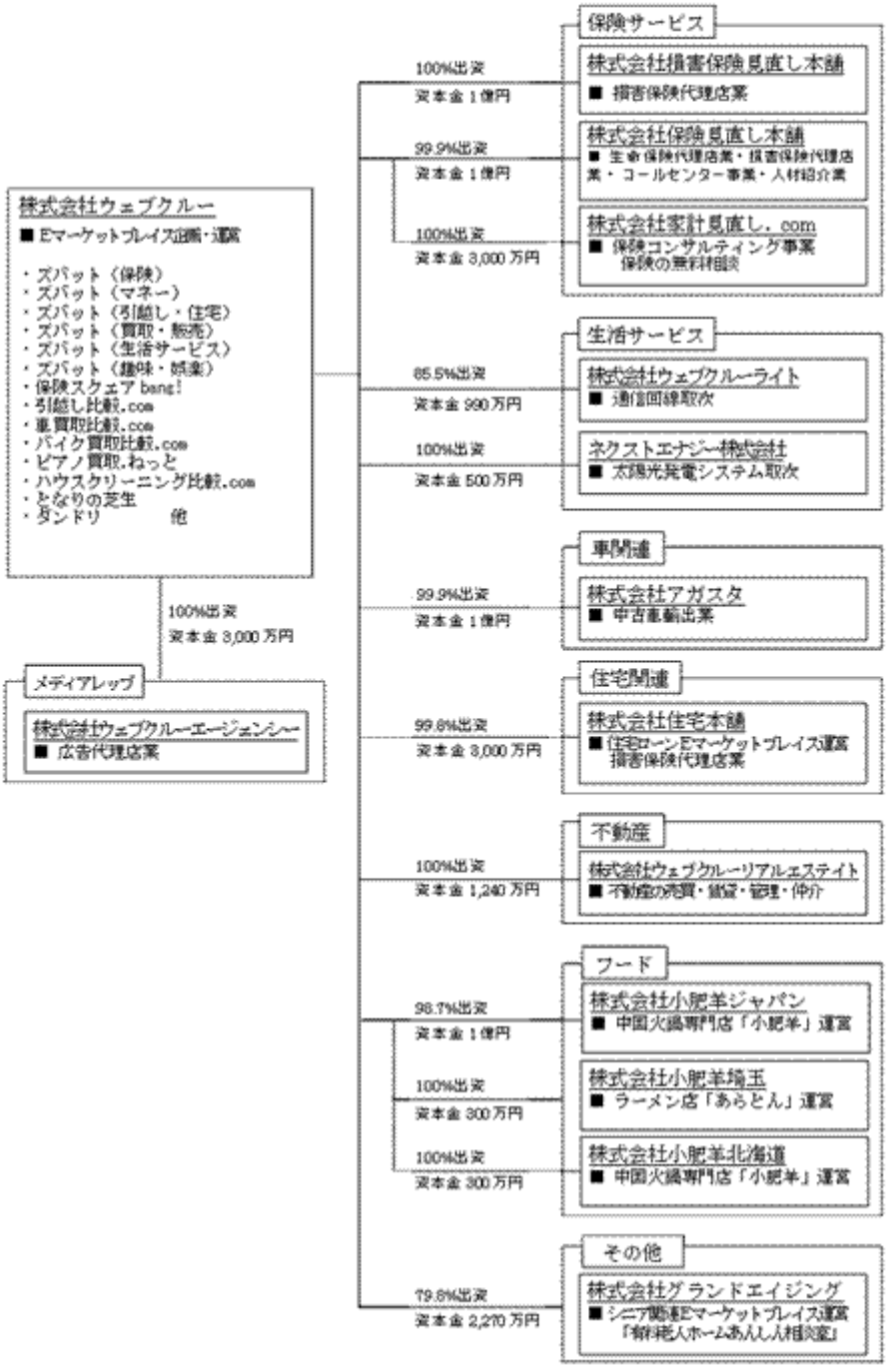
（注）１．売上高には、消費税等は含まれておりません。
２．第10期、第11期及び第12期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益及び株価収益率は、１株当たり当期純損失を計上しているため記載をしておりません。
３．当事業年度に行われた税務調査の結果、過去の事業年度に係る法人税等の還付金が発生いたしました。前事業年度（第12期）については、当該年度に係る金額を反映した遡及修正後の数値を記載しております。
なお、第11期以前に係る累積的影響額については、第12期の期首の純資産額に反映させております。
４．当事業年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号 平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号 平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号 平成22年６月30日）を適用しております。
当事業年度において１株につき300株及び１株につき２株の株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

年月	概要
平成11年10月	株式会社グローバルコスモス社との間で業務委託契約を締結し自動車保険一括見積もりサイト「保険スクエアbang!」の運営を目的として株式会社ウェブクルーを愛知県春日井市に設立（資本金1,000万円）。
平成12年２月	東京都千代田区一番町に本社を移転。
平成12年３月	保険代理店業務を行うことを目的に子会社として有限会社インシュアランススクエア・バン（現連結子会社株式会社損害保険見直し本舗）を設立。
平成12年６月	株式会社グローバルコスモス社から自動車保険一括見積もりサイト「保険スクエアbang!」の事業譲渡を受ける。
平成13年12月	ファイナンシャルプランナー関連業務及びコールセンタ業務を行うことを目的に子会社として株式会社エフピーコンサルティング（現連結子会社株式会社家計相談.com）を設立。 生命保険代理店業務を行うことを目的に子会社として有限会社カスタマーズインシュアランスサービス（現連結子会社株式会社保険見直し本舗）を設立。
平成14年８月	東京都港区六本木に本社を移転。
平成15年９月	有限会社インシュアランススクエア・バン、有限会社カスタマーズインシュアランスサービスに増資を行うとともに株式会社に組織変更。
平成15年10月	連結子会社として引越比較ドットコム株式会社設立。
平成16年９月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
平成17年１月	連結子会社として株式会社ウェブクルーインベストメント（現連結子会社株式会社ウェブクルーファイナンス）及び中国投資ドットジェイピー株式会社（現連結子会社株式会社ウェブクルーエージェンシー）を設立。
平成17年５月	有限会社インフォスコープは株式会社グランドエイジングへ改組・商号変更。
平成17年６月	連結子会社有限会社ライジングジャパンは、株式会社ウェブクルーリアルエステイトへ改組・商号変更。
平成17年10月	連結子会社中国投資ドットジェイピーは、株式会社ウェブクルーエージェンシーに商号変更。
平成17年12月	第三者割当増資を実施し資本金は41億3,581万円に増加。
平成18年４月	連結子会社引越比較ドットコム株式会社及び株式会社アイランドコムを吸収合併。
平成18年７月	中国火鍋専門店「小肥羊」の日本での店舗運営を目的として、内蒙古小肥羊餐飲連鎖有限公司との合弁により、株式会社小肥羊ジャパン設立。
平成18年12月	連結子会社株式会社エフピーシーは、株式会社保険相談.com（現株式会社家計相談.com）に商号変更。
平成19年７月	連結子会社として株式会社ウェブクルーＦＸ（現株式会社ＦＸキング）を設立。
平成19年12月	連結子会社株式会社ＣＩＳは、株式会社保険見直し本舗に商号変更。 情報セキュリティマネジメントシステムの国際認証基準である「ISO27001」の認証を取得。
平成20年５月	中国深?に邦人向けウェブサイト管理運営を目的として連結子会社網洋信息諮詢（深?）有限公司を設立。
平成20年10月	連結子会社株式会社ウェブクレジットは、株式会社ウェブクルーファイナンスに商号変更。
平成20年11月	株式会社小肥羊ジャパンの株式を追加取得し連結子会社化。
平成21年３月	連結子会社として株式会社ウェブクルーコモディティーズ及び株式会社小肥羊埼玉を設立。
平成21年９月	東京都渋谷区道玄坂に本社機能を移転。
平成21年10月	連結子会社として株式会社小肥羊北海道を設立。
平成21年12月	東京都渋谷区道玄坂に本社を移転。 減資を行い資本金は21億6,206万円に減少。 タイバンコクにＢＰＯバンコク株式会社を設立。
平成22年７月	統合ポータルサイト「ズバット」を新規開設。
平成22年９月	タイバンコクにおいて株式会社タイカードットコム（現．株式会社ウェブクルータイランド）を買収。
平成23年１月	タイバンコクに株式会社グレートアジアパワーを設立。
平成23年12月	連結子会社株式会社インシュアランススクエア・バンは、株式会社損害保険見直し本舗に商号変更。
平成24年１月	連結子会社として株式会社ウェブクルーライトを設立。 株式会社アガスタの株式を取得し連結子会社化。
平成24年５月	タイバンコクにアカウンティングポーター株式会社を設立。
平成24年７月	株式会社クレスト・インシュアランスの株式を取得し連結子会社化するとともに、株式会社住宅本舗へ商号変更。
平成24年10月	連結子会社としてネクストエナジー株式会社を設立。 連結子会社株式会社保険相談.comは、株式会社家計見直し.comに商号変更。

3【事業の内容】

当社グループは当社および連結子会社18社により構成され、Eマーケットプレイス(注２)運営を中心に、各提携サプライヤ(注３)に対して、総合的なマーケティングやシステムソリューション(注４)をはじめ様々なサービスを提供しております。また、Eマーケットプレイスとの相乗を高めるリアル事業(注５)への展開も積極的に行っており、広告、保険サービス、生活サービス、車関連、住宅関連、不動産、フード等の事業を関係会社を通じて行っております。当社のグループ会社構成図は、以下のとおりであります。



（注１）上記構成図には連結子会社６社は含まれておりません。
（注２）消費者が自身では、比較することが困難であるサービスや商品に関して、選択に必要な情報を容易に収集することができるインターネット上のウェブサイトであります。
（注３）商品・サービスを供給する事業者であります。
（注４）サプライヤが商品・サービスをインターネットを通じて消費者に提供するためのインターネット上のインフラであります。
（注５）商品販売、サービス提供などの実業であります。
なお、株式会社保険相談.comは、平成24年10月に株式会社家計見直し.comへと商号変更しました。

各セグメントの概況は次のとおりであります。
なお、次の８部門は「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

(保険サービス事業)
当社が運営する「ズバット自動車保険比較」、「ズバット生命保険比較」、「保険スクエアbang!自動車保険」等の一括見積もり・資料請求サイトを通じて行う保険に関わる顧客情報提供サービス、㈱保険見直し本舗による生命保険代理店事業、㈱損害保険見直し本舗による損害保険代理店事業、㈱家計見直し.comによる保険コンサルティング事業を行っております。

(生活サービス事業)
当社が運営する「ズバット引越し比較」、「引越し比較.com」等、一括見積もり・資料請求サイトを通じて行う生活に関わる顧客情報提供サービス、㈱ウェブクルーライトによる通信回線取次事業等を行っております。

(車関連事業)
当社が運営する「ズバット車買取比較」、「車買取比較.com」等の一括見積もり・資料請求サイトを通じて行う車に関わる顧客情報提供サービス、㈱アガスタによる中古車輸出事業を行っております。

(メディアレップ事業)
㈱ウェブクルーエージェンシーによる広告代理店事業を行っております。

(フード事業)
㈱小肥羊ジャパン、㈱小肥羊北海道による中国火鍋専門店「小肥羊」の運営、㈱小肥羊埼玉によるラーメン店「あらとん」の運営を行っております。

(不動産事業)
㈱ウェブクルーリアルエステイトによる不動産の売買・仲介・斡旋等を行っております。

(住宅関連事業)
㈱住宅本舗が運営する「住宅本舗」「ズバット住宅ローン」等の一括見積もり・資料請求サイトを通じて行う住宅ローンに関わる顧客情報提供サービス、損害保険代理店事業等を行っております。

(その他事業)
㈱グランドエイジングによる「有料老人ホームあんしん相談室」のサイト運営事業等を行っております。

４【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容（注１）	議決権の所有割合（%）	関係内容	主要な損益状況（千円）
（連結子会社）						
株式会社損害保険見直し本舗（注）３	東京都渋谷区	100,000千円	保険サービス事業	100.0	当社が広告宣伝活動を受託している。 役員の兼任２名あり。	
株式会社保険相談.com（注）２、５	東京都渋谷区	30,000千円	保険サービス事業	100.0 (100.0)	当社が広告宣伝活動を受託している。	
株式会社保険見直し本舗（注）３、４	東京都渋谷区	100,000千円	保険サービス事業	99.9	当社が広告宣伝活動を受託している。 役員の兼任２名あり。	売上高　8,772,609 経常利益　1,895,943 当期純利益 1,039,093 純資産額　1,460,865 総資産額　4,375,544
株式会社ウェブクルーリアルエステイト	東京都渋谷区	12,400千円	不動産事業	100.0	役員の兼任１名あり。	
株式会社ウェブクルーファイナンス	東京都渋谷区	100,000千円	その他事業	100.0	当社が貸付を行っている。 役員の兼任１名あり。	
株式会社ウェブクルーエージェンシー（注）３	東京都渋谷区	30,000千円	メディアレップ事業	100.0	当社が広告の出稿を委託している。 役員の兼任２名あり。	
株式会社グランドエイジング	東京都渋谷区	22,700千円	その他事業	79.8	役員の兼任１名あり。	
株式会社ＦＸキング	東京都渋谷区	3,000千円	その他事業	100.0	役員の兼任２名あり。	
株式会社小肥羊ジャパン（注）２	東京都渋谷区	100,000千円	フード事業	100.0 (1.2)	役員の兼任１名あり。	
株式会社小肥羊埼玉（注）２	東京都渋谷区	3,000千円	フード事業	100.0 (100.0)	役員の兼任１名あり。	
株式会社小肥羊北海道（注）２	東京都渋谷区	3,000千円	フード事業	100.0 (100.0)	役員の兼任１名あり。	
株式会社ウェブクルーコモディティーズ（注）２	東京都渋谷区	9,000千円	その他事業	100.0 (100.0)	役員の兼任２名あり。	
株式会社ウェブクルーライト	東京都渋谷区	9,900千円	生活サービス事業	85.5	役員の兼任２名あり。	
株式会社アガスタ（注）２	東京都渋谷区	100,000千円	車事業	100.0 (0.0)	役員の兼任１名あり。	
株式会社住宅本舗	東京都渋谷区	30,000千円	住宅関連事業	99.8	役員の兼任１名あり。	
上記のほか、３社の連結子会社があります。						

（注）１．主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
２．議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
３．特定子会社であります。
４．株式会社保険見直し本舗については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えているため、主要な損益状況を記載しております。
５．株式会社保険相談.comは、平成24年10月１日に株式会社家計見直し.comへと商号変更しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年９月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
保険サービス事業	572（490）
生活サービス事業	68（ 10）
車関連事業	26（ －）
メディアレップ事業	9（ 3）
フード事業	37（ 92）
不動産事業	3（ －）
住宅関連事業	7（ 6）
その他事業	8（ 2）
全社（共通）	53（ 2）
合計	783（605）

（注）１．従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
３．従業員数が前連結会計年度末に比べ、大幅に増加しているのは、事業拡大によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成24年９月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
120（13）	32.1	2.4	5,048

セグメントの名称	従業員数（人）
保険サービス事業	－（－）
生活サービス事業	59（ 6）
車関連事業	2（－）
メディアレップ事業	－（－）
フード事業	－（－）
不動産事業	－（－）
住宅関連事業	6（ 5）
その他事業	－（－）
全社（共通）	53（ 2）
合計	120（13）

（注）１．従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．平均年間給与は賞与及び基準内賃金を含んでおります。
３．全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
４．従業員数が前事業年度末に比べ、大幅に増加しているのは、事業拡大によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、東日本大震災からの復興需要の本格化を背景に、ゆるやかな回復傾向が見られたものの、欧州債務危機や新興国経済の減速など海外情勢の不安定さ、長引く円高などに起因する企業収益の悪化懸念により、景況感は依然として先行き不透明な状況にあります。一方、インターネット関連業界におきましては、ブロードバンド契約数が平成24年６月末現在4,181万契約と前年同月比18.1%増（総務省調べ）となっているように継続的に拡大してまいりました。また、高速データ通信が可能な第三世代携帯電話加入契約数は平成24年９月末現在１億2,574万契約となり、携帯電話加入契約全体の99.9%を占めております（電気通信事業者協会調べ）。さらに携帯電話の通信速度の向上やスマートフォンの急速な普及に加えて、タブレット型ＰＣの利用も拡大しており、消費者が時間や場所を選ばずウェブサイトを閲覧する機会が増加しています。

このような環境のなか、㈱ウェブクルーの比較サイト事業では統合サイト「ズバット」の集客力強化およびコンテンツ拡充に努め、事業全体のサイト利用者累計数は837万人（前年同期比101万人増）を超えました。一方、本年５月から大手検索サイトのアルゴリズム変更の影響を受け、一部サイトにおいて検索結果の表示順位の大幅な変化や集客コストの増加が見られたため、次期以降の表示順位の上昇や集客力増強を確実にするための投資として、集客チャネルの再構築、サイト運用体制の見直し、広告宣伝費の積み増しなどを図りました。また、当社グループの保険代理店事業運営の㈱保険見直し本舗は店舗数を拡大し、順調に業績を伸ばしてまいりました。車関連、住宅関連のセグメントにおいても、子会社によるリアル事業の開発を進めました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高16,327,000千円（前年同期比44.7%増）、営業利益1,776,846千円（前年同期比52.5%増）、経常利益1,752,399千円（前年同期比55.0%増）、当期純利益は947,273千円（前年同期比14,674.5%増）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来のセグメント区分「金融サービス事業」を「その他」へ、「生活サービス事業」の一部を「車関連事業」及び「住宅関連事業」へとそれぞれ組み替えておりますので、以下の前期比較につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値との比較を記載しております。

（保険サービス事業）

保険の一括見積もり・資料請求ウェブサイト「ズバット自動車保険比較」「保険スクエアbang！自動車保険」では、両ブランドのもとで引き続き併行運用を行い、利用者数を順調に伸ばしました。また、大型ショッピングモールを中心に展開している㈱保険見直し本舗は、当連結会計年度におきましては、第３四半期連結会計期間末までに出店した店舗に加えて「野田阪神ウイステ店」を新規出店し、全国156店舗となりました。

以上の結果、当事業の売上高は10,100,063千円（前年同期比30.4%増）、営業利益は2,373,606千円（前年同期比57.2%増）となりました。

（生活サービス事業）

「ズバット引越し比較」「引越し比較.com」において、本年５月から大手検索サイトのアルゴリズム変更の影響を受け、検索結果の表示順位の大幅な変化や集客コストの増加が見られたため、次期以降の表示順位の上昇や集客力増強を確実にするための投資として、集客チャネルの再構築、サイト運用体制の見直し、広告宣伝費の積み増しなどを図りました。回線事業については、本年１月に設立した㈱ウェブクルーライトのもとで提携先の開拓に注力し、契約件数を順調に伸ばしました。

以上の結果、当事業の売上高は2,058,454千円（前年同期比48.1%増）、営業利益は622,612千円（前年同期比1.7%減）となりました。

（車関連事業）

本年１月に中古車の海外販売等をおこなう㈱アガスタを買収し、車関連のリアル事業を本格的に開始しました。また「ズバット車買取比較」「車買取比較.com」等も堅調に推移しました。

以上の結果、当事業の売上高は2,279,643千円（前年同期比478.0%増）、営業利益は219,292千円（前年同期比62.2%増）となりました。

（メディアレップ事業）
㈱ウェブクルーエージェンシーは、引き続き新規クライアントの獲得及び取扱媒体の拡充に努めました。
以上の結果、当事業の売上高は489,645千円（前年同期比23.7%減）、営業利益16,653千円（前年同期は営業損失82,803千円）となりました。

（フード事業）
中国火鍋専門店の小肥羊は、「池袋西口店」、「銀座店」の２店舗を新規出店いたしました。マスメディアへの働きかけを積極的に企画し集客力を高めるとともに、収益性向上にも注力してまいりました。「新宿店」「渋谷店」「赤坂店」が好調に推移し、新規２店舗も順調な立ち上がりを見せました。
以上の結果、当事業の売上高は884,017千円（前年同期比21.9%増）、営業利益60,870千円（前年同期は営業損失20,702千円）となりました。

（不動産事業）
家づくりの総合ポータルサイト「持ち家計画」の展開に、引き続き注力しました。
以上の結果、当事業の売上高は77,384千円（前年同期比23.9%減）、営業損失13,366千円（前年同期は営業損失43,276千円）となりました。

（住宅関連事業）
住宅ローンの一括審査申込サイト「ズバット住宅ローン」では、参加金融機関の開拓とコンテンツ・機能の拡充に注力いたしました。住宅関連の無料相談については、首都圏に加え関西・中部エリアでのサービスを開始し、相談件数を順調に伸ばしました。火災保険に関しては取扱保険会社・保険商品を拡充し、住宅ローン利用者に加え法人顧客の開拓にも努めました。
以上の結果、当事業の売上高は58,480千円（前年同期比645.2%増）、営業損失29,948千円（前年同期は営業損失5,959千円）となりました。

（その他事業）
㈱グランドエイジングは「ズバット有料老人ホーム比較」の運営を継続しておこなうと同時に「たのめーる」の大口顧客獲得に注力いたしました。
以上の結果、当事業の売上高は379,311千円（前年同期比37.0%増）、営業利益995千円（前年同期比98.1%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況
当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は前連結会計年度末に比べ840,948千円増加し、2,447,047千円となっております。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。
（営業活動によるキャッシュ・フロー）
営業活動によるキャッシュ・フローは1,836,143千円の増加となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益1,834,151千円を計上したことによるものです。
（投資活動によるキャッシュ・フロー）
投資活動によるキャッシュ・フローは894,164千円の減少となりました。これは主に、㈱保険見直し本舗の新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出408,015千円、投資有価証券の取得による支出457,265千円によるものであります。
（財務活動によるキャッシュ・フロー）
財務活動によるキャッシュ・フローは98,171千円の減少となりました。これは主に、配当金の支払額198,847千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）	前年同期比（%）
保険サービス事業（千円）	10,100,063	30.4
生活サービス事業（千円）	2,058,454	48.1
車関連事業（千円）	2,279,643	478.0
メディアレップ事業（千円）	489,645	△23.7
フード事業（千円）	884,017	21.9
不動産事業（千円）	77,384	△23.9
住宅関連事業（千円）	58,480	645.2
その他事業（千円）	379,311	37.0
合計（千円）	16,327,000	44.7

（注）１．セグメント間の取引については相殺消去しております。

２．最近２連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

取引先	前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）		当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
メットライフアリコ生命保険㈱	1,097,836	9.7	2,205,771	13.5
NKSJひまわり生命保険㈱	1,275,527	11.3	1,488,573	9.1

３．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 当社グループの現状の認識について

当社グループは、「あなたを想い、あなたと対話し、最適な選択肢を究極のタイミングで提供し新しい発見と感動を創造し続ける」をカンパニープロミスに掲げ、商品・サービスを簡単に比較選択できるＥマーケットプレイスを軸に、顧客とサプライヤへのサービス提供を行っております。また、ウェブマーケティングによって得られた顧客とのロイヤリティを高めつつリアル事業も展開を図ることで、収益を最大化させることを経営の基本方針としております。

(2) 当面の対処すべき課題の内容

当社が目標とする経営指標の第一は連結経常利益の最大化であり、第二に自己資本当期純利益率の向上であります。中長期的には、毎期連結売上高20%の成長と連結売上高経常利益率15%及び自己資本当期純利益率20%を達成することを目標としております。

(3) 対処方針

当社は、インターネット事業者として必要なシステム開発機能、クリエイティブ機能、ウェブ制作機能、集客機能を全て内包しております。ウェブサイトのズバットポータルへの移行後、重要な目標を次の２点においております。
一つは、データベースを活用した最強のマーケティングカンパニーになること。もう一つは、お客さまに提供するあらゆるサービスで徹底的に満足していただくことで、最強のブランドを構築していくことであります。
これらの目標を実現するための戦略として、次の４点を中長期の経営戦略と考えております。

① 人材戦略

人材の採用及び社員教育の拡充による人材の育成を行い組織力を強化します。

② マーケティング戦略

データベース統合によるロイヤルカスタマー向けターゲティング広告システムを構築してまいります。

③ 商品戦略

サイトラインナップの拡充を図り、ユーザビリティの向上に努めてまいります。

④ 海外戦略

日本国内で培ったノウハウをベースに、海外市場への展開を積極的に図ってまいります。

(4) 具体的な取組状況等

昨今、ブロードバンド環境の普及やインターネットにおける決済システムの充実等から、ウェブサイトを経由する商流は急速に拡大し、こうした市場拡大を背景としてインターネット広告の市況も急騰し当社グループの収益に影響を及ぼすこととなります。この点を踏まえ当社は次のような施策を行ってまいります。

① ウェブサイトとのシナジーを発揮し、高い集客が見込めるウェブサイトの構築およびリアルサービスの提供。
② ウェブマーケティングによって得られた顧客との継続的な関係の構築。
③ リアル事業の強化とインターネット以外のプロモーションの連携。
④ 対処すべきこれらの課題を実行していく上での人的基盤の拡充。

また、昨年９月に当社子会社の元役員による不正行為が発覚し、従来の管理体制に不十分な点があったことが明らかになったことから、グループ管理体制におけるチェック機能を全面的に見直し、また強化することで、上場企業としての社会的責任を十分に果たすことができるガバナンス体制を構築してまいりました。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態および株価等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものです。

1．提携サプライヤ（保険会社、引越会社等）との関係について

① サプライヤとの契約について

当社グループは各サプライヤごとに、以下のいずれかのまたは複数の契約を締結しています。

A）情報提供料契約

見積もり請求あるいは資料請求を希望する見込み客データを受け渡した時点で情報提供料収入が発生します。データを受け渡した時点で収入が発生するため成約率には左右されません。しかしながら情報提供契約については、契約の解除を行う権利は当社グループとサプライヤの双方の側にあり、サプライヤの要請によって契約が解消された場合には、当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。

また取引の解消に至らないまでも当社にとって希望する水準での契約の締結あるいは更改ができない場合も同様に当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。

B）販売代理店（取次店）契約

契約が成立した時点で手数料収入が発生します。サプライヤの商品力あるいは販売代理店（取次店）の対応力によって実際に成約になる割合（成約率）が変動する可能性があります。また、引越一括見積もりサービスにおいては業務提携契約を結んでおりますが、サプライヤとの間で、成約ベースによる手数料収入が計上される場合があり、販売代理店（取次店）契約と同様に分類されます。さらに保険商品の場合は契約が継続される場合、次年度以降も継続的に手数料収入が見込まれます。当社グループとサプライヤの販売代理店契約は双方の側から解約が可能であり、サプライヤからの要請により販売代理店契約が解消された場合には、当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。またサプライヤの業績低迷などの理由により手数料率が低下する可能性は否定できません。このような場合に当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。

C）システムメンテナンス契約

提供するシステムの維持・管理コストとしてＥマーケットプレイスへ参加している各提携サプライヤから徴収しており、成約件数や情報提供件数には左右されません。しかしながらシステムメンテナンス契約については、契約の解除を行う権利は当社グループとサプライヤの双方の側にあり、サプライヤの要請によって契約が解消された場合には、当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。

また、取引の解消に至らないまでも当社にとって希望する水準での契約の締結あるいは更改ができない場合も同様に当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。

② サプライヤの財政状態による影響について

各サプライヤにおいては、市場開拓、顧客獲得に投下したコストに対する十分な売上高が確保できない場合、事業撤退や他社との事業統合等の経営判断を行う可能性があります。今後、より一層の競争環境の激化がこうした流れを助長することが予想されます。当社はこうした業界再編等の影響を最低限に抑制するべく健全な財政状態にあるサプライヤ各社との取引を行うよう努めておりますが、今後、上記理由等により当社との取引があるサプライヤの財政状態が悪化し、万一、事業撤退や破綻などの状況に至った場合、当該会社との情報提供契約が更新されないあるいは解約されたり、当該会社に関わる保有契約が失効・解約されることなどにより、当社の経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

2．システム上の問題について

当社はインターネットを利用して、ユーザーに対して各種のサービスを提供しております。このため業務においてコンピュータシステムに依存する部分が多く、以下のリスクが存在します。

① システムセキュリティについて

当社の運営しているＥマーケットプレイスにおいては、当社のサーバーに顧客情報をはじめとする様々な情報が蓄積されるため、これらの情報の保護が極めて重要になります。そのため当社では、これらの情報の消失や外部への漏洩がないよう、ファイアウォールシステムによる不正アクセスの防止を行うとともに、サーバー監視を24時間体制で行っております。また定期的なデータバックアップを実施しデータの喪失を防いでおります。しかし、自然災害や事故、当社社員の過誤、不正アクセスやコンピュータウィルスなどの要因によって、データの漏洩、データの破壊や誤作動が起こる可能性があります。このような場合には、当社の信頼を失うばかりでなく、サプライヤを含めた顧客等からの損害賠償請求、訴訟により責任追及される事態が発生する可能性があります。

② システムダウンについて

当社の事業はコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故などにより、通信ネットワークが切断された場合には当社の営業は不可能となります。また、一時的な過負荷によって当社またはデータセンタの通信機器が作動不能に陥ったり、外部からの不正な侵入犯罪や社員の誤操作によってネットワーク障害やシステムダウンが発生する可能性があります。

これらの障害対策として、機器障害またはシステムダウン時には、予備の機器またはシステムが動作し、サービス停止時間を最小限にとどめるように設計されております。さらに、定期的にバックアップを実施しており、システム障害によるデータの損失を極力少なくする運用が行われております。これらの障害が生じた場合には当社に対する訴訟や損害賠償などで、当社の事業の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

3．個人情報の保護について

当社では、個人情報保護法については、以下のとおりの取組みを行っております。

① 個人情報保護方針

A）個人情報に関する法令およびその他の規範を反映した個人情報取扱い規程を定め、遵守しております。

B）個人情報を適正に取り扱うために個人情報管理体制を継続的に見直し、改善しております。

C）個人情報の収集、利用、提供は、当社業務において必要な範囲内のみで行い、社内の適正な権限を持った者のみが、アクセス出来るようになっております。また一般の社員が一覧で個人情報を閲覧出来ないようにしている等、取扱には万全の管理体制を施しています。

D）個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等に対し、接続ログの取得、24時間体制でのアクセス監視等の個人情報保護の対策を講じております。

② 個人情報の収集について

当社が運営するＥマーケットプレイスにあたり、利用者は当社のサイトに個人情報を入力し、その情報は当社データベースに蓄積されます。これらの情報は、本人の同意なく第三者に公開することは一切ありません。また個人情報の利用についてはサイト上で利用規約を明示し、その範囲に関して事前に利用者の承諾をとっております。

③ 個人情報に係るセキュリティについて

当社では個人情報に対する不正なアクセスを防止するために、ファイアウォールシステムや専門業者のネットワークセキュリティ監視システムを導入するとともに、提携サプライヤに対して情報を伝達する際には専用線の利用、ＩＰＳｅｃ、ＳＳＬ等の暗号化された通信経路を利用するなど、セキュリティの向上に努めております。また当社が提供するサービスやトラブルに対しては、必要に応じて当社の責任者が対応する体制をとっております。個人情報を保管しているサーバーにつきましても24時間管理のセキュリティ設備のあるデータセンターで厳重に管理されております。さらに、当社グループは平成19年12月26日に情報セキュリティマネジメントシステムの国際認証基準である「IS027001」の認証を取得し、情報セキュリティの維持向上を図ってまいります。

当社は上記のとおり個人情報の取扱いには細心の注意を払っておりますが、当社からの個人情報の漏出を完全に防止できるという保証はありません。今後、何らかの理由によって、当社が保有する個人情報が社外に漏出した場合には、当社の風評の低下によるサービス利用者数の減少、当該個人からの損害賠償請求等が発生し、当社の事業及び経営成績が影響を受ける可能性があります。

4．法的規制・自主規制について

① インターネット事業に係る規制

今日の国内におけるインターネットに関する規制の主なものは「電気通信事業法」でありますが、現時点においては当社が事業を行う上で届出等は必要なく、また事業を継続する上で特に制約を受ける事項はありません。しかし、インターネットに関連する不正アクセス対策、電子署名・電子認証制度、知的所有権の保護等の法的整備の不備が各方面から指摘されており、他の諸外国と同様に、今後、各種法律の整備が進む可能性があります。このような場合、当社の業務が制約を受け当社の業績が影響を受ける可能性があります。

② 保険事業に係る規制

当社の連結子会社である株式会社損害保険見直し本舗及び株式会社保険見直し本舗は、損害保険代理店及び生命保険募集人として「保険業法」に基づく登録を行っており、同法及びその関係法令並びにそれに基づく関係当局の監督等による規制、さらには、社団法人日本損害保険協会及び社団法人生命保険協会による自主規制を受けた保険会社の指導等を受けて、サービス活動及び保険募集を行っております。また、保険募集に際しては、上記「保険業法」の他、「保険法」、「金融商品の販売等に関する法律」（「金融商品販売法」）、「消費者契約法」、「不当景品類および不当表示防止法」（「景表法」）等の関係法令を遵守する必要があります。

なお、「保険業法」に基づく損害保険代理店および生命保険募集人としての登録の有効期限は特に定められておらず、また当社グループでは、現在において当該登録の取消事由はないものと認識しております。

係る関係法令等の下、当社グループでは、保険募集の方法等に関する社内管理体制の整備を行い、法令遵守に努めております。

しかしながら、万が一保険契約者、関係当局その他の第三者から、当社グループのサービス活動および保険募集の方法等が、「保険業法」、「保険法」「金融商品販売法」、「消費者契約法」、「景表法」またはその他関係法令等に抵触すると判断された場合には、保険申込者もしくは保険契約者による保険契約の申込みの撤回、保険契約の取消しもしくは解約等による保険契約数の減少または保険申込者、保険契約者その他の第三者からの損害賠償請求等が発生し、当社グループの事業および経営成績が影響を受ける可能性があります。当局による登録取消しを含む行政処分、罰則の適用等を受けることにより、当社グループの経営成績および事業の継続性自体が重大な影響を受ける可能性を完全に否定することはできません。

また今後、保険業法等の関係法令、関係当局の解釈、自主規制等の制定、改廃等があった場合には、一方では、サービス活動及び保険募集の際に遵守すべきルール、保険申込者または保険契約者の権利等が明確化され、サービス活動及び保険募集のための環境が整備される側面がありますが、他方で、当社グループのサービス活動および保険募集の方法等が制限を受ける可能性があります。

係る場合には、当社は、その都度、それに適合する形でのサービス活動及び保険募集を行っていく所存でありますが、従来のサービス活動及び保険募集の方法等に制限が課され、または保険料率が変更されること等により、新規保険契約数の減少、利益率の減少等を招来し、当社の事業及び経営成績が影響を受ける可能性は皆無ではありません。

５．知的財産権について

当社は平成13年９月21日に「保険スクエアbang!」の商標権を取得しておりますが、一方、現時点においてはＥマーケットプレイス事業を運営する上でビジネスモデルや技術に関する特許権を取得しておりません。現段階において当社は第三者の知的財産権の侵害は存在してないものと認識しておりますが、今後知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起されないという保証はなく、そのような事態が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

６．競合について

当社が運営するＥマーケットプレイスと競合するウェブサイトは複数存在しております。また当社の行っているサービスはいわゆる参入障壁が低く、比較的簡単にサイトを開設することが可能です。

当社では競合他社との差別化として、提携サプライヤの協力のもと、顧客とサプライヤ双方のメリット向上に向け、①継続的なシステムの機能向上、②ユーザー向けサービスの向上、③ブランド力の維持・強化に努める所存でありますが、競合他社が多くなることで当社グループのサービスの利用者が減少し、業績に影響を与える可能性があります。

また、提携サプライヤに対する価格面につきましては、適正な価格にてよりきめ細かなサービスを提供することにより、提携サプライヤからの信頼を得ることが重要であると考えておりますが、競合他社の値下げにより、当社のサービスに対して値下げ圧力がかかる可能性があり、当社の事業または経営成績が影響を受ける可能性があります。

７．広告宣伝活動について

当社は当社グループの運営するＥマーケットプレイスにおけるサービス利用者を獲得するために、当社（単体）の売上高に対して相当額の広告費を投下しております。広告の出稿においては、費用対効果を十分勘案した上で支出の可否を判断し、インターネット上のリスティング広告を中心に出稿しております。また、最近では新たな媒体の開拓・開発にも積極的に取り組んでおります。

当社は今後、媒体費の逓増等により費用対効果が悪化し、結果、実施できる広告宣伝活動自体が縮小してしまい、当初想定したサービス利用者数を確保できなくなる可能性があります。このような場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

期別	第９期	第10期	第11期	第12期	第13期（当期）
決算年月	平成20年９月	平成21年９月	平成22年９月	平成23年９月	平成24年９月
売上高（千円）	2,319,639	2,628,683	2,714,573	2,922,019	3,717,462
広告宣伝費（千円）	1,095,231	1,238,513	1,524,980	1,466,137	2,100,336
売上高に占める割合（％）	47.22	47.12	56.18	50.18	56.50

８．保険サービス事業について

保険サービス事業は当連結会計年度に売上高10,100,063千円となりました。子会社である株式会社保険見直し本舗は生命保険代理店事業を行っておりますが、当事業は契約保険料に応じて次年度以降も継続的に手数料収入が得られるため、人員の拡充および積極的な出店により新規保険契約の獲得を積極的に行い、平成24年９月期の新規獲得ＡＮＰ（年換算保険料）は81億円を超え順調に推移しております。しかし、保険契約の解約や保険会社の倒産等により当初期待した手数料収入が得られない可能性を否定できません。現状では、株式会社保険見直し本舗の保険継続率は98%程度と極めて高く、また販売商品も格付Ａ格以上の保険会社の商品が大半を占めておりますが、仮に保険契約が急激に解約されたりまたは保険会社が倒産等した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

９．貸付金について

当社グループは、子会社である株式会社ウェブクルーファイナンスを通じて金融事業を行っており、連結ベースの貸付金残高（長期未収入金含む）は当連結会計年度末で799,007千円（内、引当金計上額として約526,808千円）となっております。当該貸付金は当社グループと事業シナジーが見込める事業会社及び個人富裕層を対象としたもので、貸付にあたっては資金使途、回収可能性、担保等につき十分な精査を行った上で実行しております。しかし、相手先の状況や経済環境の急変など何らかの事情により資金が回収されない可能性を完全には否定できず、このような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

10．投資事業について

当社グループは、当連結会計年度末で投資有価証券を834,793千円保有しております。当社は事業シナジーが見込めるベンチャー企業投資に注力し、投資採算とリスクを慎重に判断した投資を行っております。しかし、投資先の状況や経済環境の急変など何らかの事情により投資の採算が期待どおりにならない可能性を完全には否定できず、このような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

11．新規事業立上げに伴うリスク

当社は平成18年９月期から子会社を通じて広告代理店事業、金融事業、不動産仲介事業、Ｅコマース事業などの新規事業を本格的に展開しております。これらの新規事業を行うにあたり、当社グループでは、当該事業の特質、採算性と収益性、事業リスク等を十分に検討した上で開始いたしましたが、新規事業のため業歴は短く、また、事業採算性等を勘案した場合、当初期待した収益が得られない等の理由により当該新規事業からの撤退あるいは規模縮小などの経営判断をする可能性は否定できません。このような場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして重要な会計方針は、「第５ 経理の状況 １．連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき見積もり及び判断を行っておりますが、不確実性あるいはリスクが内在している為、将来生じる実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は9,667,010千円となり、前連結会計年度末に比べ1,905,272千円の増加となりました。これは主として、現金及び預金840,948千円、商品209,068千円、投資有価証券503,913千円が増加したためであります。

負債は5,442,816千円となり、前連結会計年度末に比べ1,055,913千円の増加となりました。これは主として、１年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金550,926千円、未払金304,305千円が増加したためであります。

純資産は4,224,194千円となり、前連結会計年度末に比べ849,359千円の増加となりました。これは主として、当期純利益947,273千円を計上したためであります。。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

① 売上高

売上高は、「第２ 事業の状況 １．業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおり、概ね想定どおり推移し、当連結会計年度の業績は、売上高16,327,000千円（前年同期比44.7%増）の増収となりました。

② 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、従来、当社がサービスを提供しているＥマーケットプレイスの構築にかかる費用、システム構築やサービス提供する上で必要な労務費や経費などの製造費用、㈱アガスタにおける中古車の仕入原価、㈱ウェブクルーエージェンシーにおける広告仕入、㈱小肥羊ジャパンのフード原価などで構成されておりました。中古車の仕入原価の増加等により、売上原価は2,807,321千円（前年同期比112.9%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、主にウェブサイトの広告宣伝費及び人件費などで構成されております。当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、11,742,832千円（前年同期比33.4%増）となりました。増加の主な要因は当社運営比較サイトを統合する過程において広告宣伝費が想定より上回ったことに加えて㈱保険見直し本舗の業容拡大に伴い採用した人件費の増加によるものであります。

③ 営業利益

当連結会計年度における営業利益は1,776,846千円（前年同期比52.5%増）、対売上高営業利益率は10.9%となりました。これは主に、㈱保険見直し本舗の業績が好調に推移したことによるものであります。

④ 営業外収益、営業外費用

当連結会計年度における営業外収益は50,467千円となりました。これは主に、投資事業組合運用益7,584千円、その他32,875千円によるものであります。

当連結会計年度における営業外費用は74,914千円となりました。これは主に、借入の支払利息36,351千円、投資有価証券売却損21,864千円によるものであります。

⑤ 経常利益

当連結会計年度における経常利益は1,752,399千円（前年同期比55.0%増）、対売上高経常利益率は10.7%となりました。

⑥ 特別利益、特別損失

当連結会計年度における特別利益は148,956千円となりました。これは主に、㈱アガスタの買収に伴う負ののれん発生益107,573千円によるであります。

当連結会計年度における特別損失は67,203千円となりました。これは主に、固定資産除却損20,220千円、減損損失19,951千円、貸倒引当金繰入額19,023千円を計上したことによるものであります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

次期の見通しにつきましては、当社グループでは引き続き事業拡大を図るべく、①人員の積極的な採用及び教育、②データベース・マーケティングの積極的展開、③グループ間、事業提携先との連携強化によるシナジー効果の創出を行ってまいります。

詳細につきましては、「3 対処すべき課題」を参照願います。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めております。今後は以下の経営方針のもと積極的な投資を継続し、事業拡大に努めて参ります。

① データベース・マーケティングの積極的展開
② ㈱保険見直し本舗の営業強化
③ 採用した人材の生産性向上と教育

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、サイトシステム開発、保険代理店舗出店などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は489,713千円であり、セグメントの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 保険サービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、㈱保険見直し本舗において、集客を見込める大型ショッピングモールへの出店を中心とする総額223,559千円の投資を実施しました。

(2) 生活サービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、比較サイトのズバットポータルサイトの開発を中心とする総額46,732千円の投資を実施しました。

(3) 車関連事業

当連結会計年度の主な設備投資は、㈱アガスタの移転に伴う工事費を中心とする総額16,782千円の投資を実施しました。

(4) フード事業

当連結会計年度の主な設備投資は、小肥羊池袋西口店、銀座店の出店を中心とする総額81,128千円の投資を実施しました。

(5) 不動産事業

当連結会計年度の主な設備投資は、不動産の購入を中心とする総額106,482千円の投資を実施しました。

(6) 住宅関連事業

当連結会計年度の主な設備投資は、住宅ローン比較サイト「ズバット住宅ローン比較」の開発を中心とする総額5,883千円の投資を実施しました。

(7) その他の事業

当連結会計年度の主な設備投資は、データベースの構築を中心とする総額9,145千円の投資を実施しました。

２【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成24年９月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
			建物	工具、器具及び備品	ソフトウエア	敷金及び保証金	その他	合計	
本社事務所 (東京都渋谷区)	保険サービス事業 生活サービス事業 車関連事業 住宅関連事業	事務所設備及びサーバー等	60,776	17,631	127,793	129,157	80,159	415,519	120 (13)

（注）１．上記金額には消費税等は含まれておりません。

２．従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

（賃借契約）

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	面積（㎡）	年間賃借料（千円）
本社事務所 （東京都渋谷区）	保険サービス事業 生活サービス事業 車関連事業 メディアレップ事業 フード事業 不動産事業 住宅関連事業 その他事業	事務所	1,870.68	132,421

（注） 本社事務所は一部を連結子会社に賃貸しております。

(2) 国内子会社

平成24年９月30日現在

会社名	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）								従業員数（人）
			建物	工具、器具及び備品	建設仮勘定	ソフトウエア	のれん	敷金及び保証金	その他	合計	
㈱保険見直し本舗	保険サービス事業	事務所設備及びサーバー等	395,088	50,732	563	30,709	421,432	508,781	9,768	1,417,078	571 (487)
㈱小肥羊ジャパン	フード事業	店舗設備	183,783	11,529	－	－	－	173,644	1,550	370,508	34 (84)

（注）１．上記金額には消費税等は含まれておりません。
２．従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

３【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資計画については、業容の拡大に伴う投資効率や顧客へのサービスクオリティーの維持等を総合的に勘案して策定しております。

平成24年９月30日現在における計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
			総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了
㈱保険見直し本舗	保険サービス事業	新規出店	191,600	－	自己資金	平成24年10月	平成25年９月

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な除却等の計画

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	87,048,000
計	87,048,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成24年９月30日）	提出日現在発行数（株） （平成24年12月25日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	19,812,800	19,812,800	東京証券取引所 （マザーズ）	単元株式数 100株
計	19,812,800	19,812,800	－	－

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成24年12月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む）により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年３月28日取締役会決議

	事業年度末現在 （平成24年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成24年11月30日）
新株予約権の数（個）	（注）５　466	（注）５　466
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）２、５　279,600	（注）２、５　279,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）３　420	同左
新株予約権の行使期間	平成20年３月25日から 平成28年３月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　420 資本組入額　210	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）４	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　当該新株予約権については、決議事項及び登記事項を含めて当該項目に関する一切の規定は定めておりません。

２　新株予約権の目的となる株式の数の調整について

株式の分割又は併合をするときは、次の算式により未行使の新株予約権の目的たる株式数を調整し、端数は切り捨てといたします。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の比率

３　新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の調整について

時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整に生じる１円未満の端数は切り上げといたします。また、発行価額は、株式分割及び株式併合の場合にも適宜調整いたします。

$$調整後発行価額＝調整前発行価額\times\frac{既発行株式数＋\frac{新規発行株式数\times１株当たり払込金}{１株当たり時価}}{既発行株式数＋分割・新規発行による増加株式数}$$

4 主な新株予約権の行使について
A 新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を要します。
B 権利行使時に原則として当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。
C 上記のほか細目等については、当社と付与対象者との間で締結する「ストックオプション割当契約書」に定めるところによります。
5 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から退職等による権利を喪失した個数及び株数を控除した数のことであります。

② 平成18年４月５日取締役会決議

	事業年度末現在 （平成24年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成24年11月30日）
新株予約権の数（個）	（注）５　1,570	（注）５　1,570
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）２、５　942,000	（注）２、５　942,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）３　355	同左
新株予約権の行使期間	平成20年３月25日から 平成28年３月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　355 資本組入額　177	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）４	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１ 当該新株予約権については、決議事項及び登記事項を含めて当該項目に関する一切の規定は定めておりません。
2 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
株式の分割又は併合をするときは、次の算式により未行使の新株予約権の目的たる株式数を調整し、端数は切り捨てといたします。
調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の比率
3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の調整について
時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整に生じる１円未満の端数は切り上げといたします。また、発行価額は、株式分割及び株式併合の場合にも適宜調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

4 主な新株予約権の行使について
A 新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を要します。
B 権利行使時に原則として当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。
C 上記のほか細目等については、当社と付与対象者との間で締結する「ストックオプション割当契約書」に定めるところによります。
5 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から退職等による権利を喪失した個数及び株数を控除した数のことであります。

会社法に基づき発行した新株予約権

① 平成20年１月４日取締役会決議

	事業年度末現在 （平成24年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成24年11月30日）
新株予約権の数（個）	（注）６　2,400	（注）６　2,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）２　1,440,000	（注）２　1,440,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）３　600	同左
新株予約権の行使期間	平成25年１月22日から 平成45年１月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1 資本組入額　1	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）４	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１ 当該新株予約権については、決議事項及び登記事項を含めて当該項目に関する一切の規定は定めておりません。

２ 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

株式の分割または併合をするときは、次の算式により未行使の新株予約権の目的たる株式数を調整し、端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の比率

３ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の調整について

時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整に生じる１円未満の端数は切り上げる。また、発行価額は、株式分割及び株式併合の場合にも適宜調整する。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

４ 主な新株予約権の行使について

A 新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を要する。

B 権利行使時に原則として当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。

C 上記のほか細目等については、当社と付与対象者との間で締結する「ストックオプション割当契約書」に定めるところによる。

５ 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成時の取扱い

組織再編成に際して定める契約書又は計画書等に、以下の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から退職等による権利を喪失した個数及び株数を控除した数のことであります。

② 平成24年７月24日取締役会決議

	事業年度末現在 （平成24年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成24年11月30日）
新株予約権の数（個）	5,800	5,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）２　580,000	（注）２　580,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）３　558	同左
新株予約権の行使期間	平成29年８月10日から 平成34年７月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　55,800 資本組入額　27,900	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）４	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１ 当該新株予約権については、決議事項及び登記事項を含めて当該項目に関する一切の規定は定めておりません。

２ 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

株式の分割または併合をするときは、次の算式により未行使の新株予約権の目的たる株式数を調整し、端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の比率

３ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の調整について

時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整に生じる１円未満の端数は切り上げる。また、発行価額は、株式分割及び株式併合の場合にも適宜調整する。

$$調整後発行価額＝調整前発行価額\times\frac{既発行株式数＋\frac{新規発行株式数\times１株当たり払込金}{１株当たり時価}}{既発行株式数＋分割・新規発行による増加株式数}$$

４ 主な新株予約権の行使について

A 新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を要する。

B 新株予約権者は、新株予約権の割当日から平成29年８月９日までの期間、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

C 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

D 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

E 各本新株予約権の一部行使はできない。

F 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成24年10月31日取締役会決議

	事業年度末現在 （平成24年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成24年11月30日）
新株予約権付社債の残高（千円）	－	1,500,000
新株予約権の数（個）	－	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	－	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	－	（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	－	（注）２
新株予約権の行使期間	－	自 平成24年11月19日 至 平成28年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	－	（注）３
新株予約権の行使の条件	－	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	－	（注）５
代用払込みに関する事項	－	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の行使請求（「新株予約権の行使期間」に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行し、またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。

ただし、行使により生じる１株未満の端数は会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じる１円未満の端数はこれを切り捨てる。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、会社法第192条の定めによる単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

なお、「転換価額」とは、１株につき710円とするか、これが調整される場合は、かかる調整後の金額を指す。

２．新株予約権の行使時の払込金額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

転換価額は、１株につき710円とする。

転換価格の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるため基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引き換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、または、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する

② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、または当社普通株式の無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当について、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引き換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引き換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(2)号②または⑤による転換価額の調整が行われる場合には、(ⅰ)上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ⅱ)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

（ⅰ）当該取得請求権付株式等に関し、本項第当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(2)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

（ⅱ）当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③または上記(ⅰ)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

なお、ある月に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額のうち最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥ 本項第(2)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価値を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦ 本項第(2)号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他の当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) ① 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日（ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式数を加えたものとする。（当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）

④ 本項第(2)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、その他会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 転換価額の調整をすべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用する時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式１株の発行価格本新株予約権１個の行使に際して出資をなすべき１株あたりの金額（以下「転換価額」という。）は、当初710円とする。ただし、新株予約権の行使時の払込金額に定めるところに従い転換価額を調整することがある。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各新株予約権の一部行使はできない。

５．新株予約権の譲渡に関する事項

本社債は会社法第254条第２項本文および第３項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。

６．代用払込に関する事項

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成20年６月19日（注）１	150	57,851	7,500	4,162,065	－	5,378
平成21年12月18日（注）２	－	57,851	△2,000,000	2,162,065	－	5,378
平成21年12月21日（注）３	－	57,851	－	2,162,065	5,391	10,769
平成22年６月10日（注）４	－	57,851	－	2,162,065	5,332	16,102
平成22年12月24日（注）５	－	57,851	－	2,162,065	5,196	21,299
平成23年６月10日（注）６	－	57,851	－	2,162,065	5,110	26,409
平成23年10月１日（注）７	17,297,449	17,355,300	－	2,162,065	－	26,409
平成23年12月20日（注）８	△7,517,900	9,837,400	－	2,162,065	－	26,409
平成23年12月26日（注）９	－	9,837,400	－	2,162,065	9,858	36,268
平成24年１月31日（注）１	37,500	9,874,900	20,850	2,182,915	－	36,268
平成24年２月29日（注）１	15,000	9,889,900	8,340	2,191,255	－	36,268
平成24年３月８日（注）１	15,000	9,904,900	8,340	2,199,595	－	36,268
平成24年６月１日（注）10	9,904,900	19,809,800	－	2,199,595	－	36,268
平成24年６月11日（注）11	－	19,809,800	－	2,199,595	9,904	46,173
平成24年８月31日（注）１	3,000	19,812,800	630	2,200,225	630	46,803

（注）１．新株引受権及び新株予約権の行使による増加であります。
２．第10期定時株主総会決議により、資本金が2,000,000千円減少しております。
３．会社法第445条第４項の規定に基づき、資本準備金5,391千円を積み立てております。
４．会社法第445条第４項の規定に基づき、資本準備金5,332千円を積み立てております。
５．会社法第445条第４項の規定に基づき、資本準備金5,196千円を積み立てております。
６．会社法第445条第４項の規定に基づき、資本準備金5,110千円を積み立てております。
７．株式分割（１：300）によるものであります。
８．自己株式の消却による減少であります。
９．会社法第445条第４項の規定に基づき、資本準備金9,858千円を積み立てております。
10．株式分割（１：２）によるものであります。
11．会社法第445条第４項の規定に基づき、資本準備金9,904千円を積み立てております。

（６）【所有者別状況】

平成24年９月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	10	14	27	31	2	2,798	2,882	―
所有株式数（単元）	―	14,146	12,776	1,958	35,594	24	133,623	198,121	700
所有株式数の割合（％）	―	7.13	6.44	0.98	17.96	0.01	67.44	100.00	―

（注）自己株式112株は、「個人その他」に１単元及び「単元未満株式の状況」に12株を含めて記載しております。

（７）【大株主の状況】

平成24年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
渡邊 久憲	東京都港区	4,979,000	25.12
青山 浩	東京都渋谷区	2,070,800	10.45
渡邊 通世	東京都目黒区	960,200	4.84
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町７－２号	648,400	3.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町２丁目１１－３	623,900	3.14
阿久津 裕	東京都千代田区	590,000	2.97
原田 達	東京都港区	462,000	2.33
大野 真一	東京都板橋区	400,000	2.01
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木１丁目６－１	285,900	1.44
ザ バンクオブ ニューヨーク メロン（インターナショナル）リミテッド 131800（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）	２－４，ＲＵＥ ＥＵＧＥＮＥ ＲＵＰＰＥＲＴ，Ｌ－２４５３ ＬＵＸＥＭＢＯＵＲＧ，ＧＲＡＮＤ ＤＵＣＨＹ ＯＦ ＬＵＸＥＭＢＯＵＲＧ（中央区月島４丁目１６－１３）	254,200	1.28
計	―	11,274,400	56.90

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成24年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　100	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,812,000	198,120	－
単元未満株式	普通株式　700	－	－
発行済株式総数	19,812,800	－	－
総株主の議決権	－	198,120	－

（注）「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式12株が含まれております。

②【自己株式等】

平成24年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） ㈱ウェブクルー	東京都渋谷区道玄坂一丁目10－５	100	－	100	0.00
計	－	100	－	100	0.00

（９）【ストックオプション制度の内容】

旧商法に基づき発行した新株引受権

① 平成18年３月28日取締役会において決議された新株予約権（ストックオプション）の状況

決議年月日	平成18年３月28日
付与対象者の区分及び人数	従業員22名 子会社取締役11名 子会社従業員71名
新株予約権の目的となる株式の種類	（注）
株式の数	（注）
新株予約権の行使時の払込金額	（注）
新株予約権の行使期間	（注）
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）　新株予約権の内容については、「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

② 平成18年４月５日取締役会において決議された新株予約権（ストックオプション）の状況

決議年月日	平成18年４月５日
付与対象者の区分及び人数	取締役５名 従業員１名
新株予約権の目的となる株式の種類	（注）
株式の数	（注）
新株予約権の行使時の払込金額	（注）
新株予約権の行使期間	（注）
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注） 新株予約権の内容については、「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

会社法に基づき発行した新株予約権

① 平成20年１月４日取締役会において決議された新株予約権（ストックオプション）の状況

決議年月日	平成20年１月４日
付与対象者の区分及び人数	取締役３名
新株予約権の目的となる株式の種類	（注）
株式の数	（注）
新株予約権の行使時の払込金額	（注）
新株予約権の行使期間	（注）
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注） 新株予約権の内容については、「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

② 平成24年７月24日取締役会において決議された新株予約権（ストックオプション）の状況

決議年月日	平成24年７月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役１名 従業員３名
新株予約権の目的となる株式の種類	（注）
株式の数	（注）
新株予約権の行使時の払込金額	（注）
新株予約権の行使期間	（注）
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注） 新株予約権の内容については、「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第３号及び会社法第155条第７号による普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（平成23年５月10日）での決議状況 （取得期間　平成23年５月11日～平成23年11月30日）	600,000	200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	361,500	149,177,600
当事業年度における取得自己株式	21,200	13,046,400

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
残存決議株式の総数及び価額の総額	―	―
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	―	―
当期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合(%)	―	―

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	112	56,616
当期間における取得自己株式	―	―

（注）当期間における取得自己株式には、平成24年12月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	7,517,900	3,153,106,850	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
保有自己株式数	112	―	112	―

3【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを利益分配の基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は１株当たり20円の配当（うち中間配当10円）を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応えるために経営資源に有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年３月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）
平成24年５月９日 取締役会決議	99,049	10
平成24年12月21日 定時株主総会決議	198,126	10

（注）平成24年６月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割しており、中間配当の１株当たり配当金については、当該株式分割が行われる前の数値で記載しております。

なお、当社は、平成24年12月21日開催の定時株主総会において会社法第459条第１項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款変更を行っております。

4【株価の推移】

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第９期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成20年９月	平成21年９月	平成22年９月	平成23年９月	平成24年９月
最高（円）	207,000	94,800	98,900	162,500 □585	1,065 △584
最低（円）	61,100	34,800	51,400	66,800 □475	450 △402

（注）１ 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
２ □印は、株式分割（平成23年10月１日、１株→300株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。
３ △印は、株式分割（平成24年６月１日、１株→２株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年４月	５月	６月	７月	８月	９月
最高（円）	1,065	1,065 △492	584	583	560	557
最低（円）	826	832 △456	402	478	450	515

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
△印は、株式分割（平成24年６月１日、１株→２株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		青山 浩	昭和48年７月５日生	平成９年４月 平成12年８月 平成17年２月 平成17年12月 平成20年11月	㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 ㈱M&Aコンサルティング入社 ㈱キャピタルギャラリー設立 代表取締役（現任） 当社代表取締役（現任） ㈱保険見直し本舗取締役（現任） ㈱小肥羊ジャパン代表取締役就任（現任）	(注)３	2,070,800
取締役		渡邊 久憲	昭和39年５月22日生	昭和63年４月 平成２年５月 平成４年６月 平成６年９月 平成11年10月 平成12年２月 平成20年12月	バイエル薬品㈱入社 新栄開発㈱入社 ㈲葵ゴルフ設立代表取締役 ㈱ペガジャパン設立代表取締役 当社設立代表取締役 ㈱インシュアランススクエア・パン（現 ㈱損害保険見直し本舗）代表取締役 当社取締役（現任）	(注)３	4,979,000
取締役	システムディビジョン統轄	増田 幸太郎	昭和48年８月18日生	平成12年４月 平成15年９月 平成15年12月 平成16年６月 平成18年２月 平成18年12月	プライスウォーターハウスクーパースコンサルティング㈱入社 ㈱アイ・ブロード・ソリューションズ取締役 ㈱ウエルネスパートナーズ取締役（現任） ㈱ソフィアシステムズ（現㈱ソフィアホールディングス）監査役（現任） 当社入社システムグループディレクター 当社取締役システムディビジョン統轄（現任）	(注)３	42,000
取締役	車事業ディビジョン統轄	渡邊 通世	昭和44年１月７日生	平成元年４月 平成７年４月 平成11年10月 平成18年11月 平成19年12月 平成20年12月 平成21年４月 平成22年10月 平成24年４月 	東武トラベル㈱入社 ㈱ペガジャパン入社 当社入社 当社執行役員クリエイティブディビジョン統轄 ㈱ウェブクルーエージェンシー取締役 当社取締役クリエイティブディビジョン統轄 当社取締役ズバット事業部統轄 当社取締役新規事業ディビジョン統轄 当社取締役車事業ディビジョン統轄（現任） ㈱アガスタ代表取締役（現任）	(注)３	960,200
取締役		高橋 栄一	昭和47年10月４日生	平成８年４月 平成12年11月 平成15年７月 平成17年12月 平成22年４月 平成24年10月	大和証券㈱入社 ㈱M&Aコンサルティング入社 ㈱ウエルネスパートナーズ代表取締役 当社取締役（現任） ㈱ウエルネスパートナーズ取締役 ㈱ウエルネスパートナーズ代表取締役（現任）	(注)３	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）
常勤監査役		山田 靖	昭和18年９月25日生	昭和41年４月 平成15年７月 平成18年３月 平成23年12月	住友生命保険相互会社入社 ㈱住友生命総合研究所取締役主席研究員 株式会社ＣＩＳ（現 ㈱保険見直し本舗）監査役（現任） 当社監査役（現任）	(注) 4	－
監査役		筧 悦生	昭和40年９月１日生	平成３年10月 平成４年10月 平成７年３月 平成12年８月 平成15年３月 平成16年３月 平成17年12月	学校法人大原簿記学校公認会計士課講師 センチュリー監査法人入所 公認会計士登録 ㈱アーケイディア・グループ設立 代表取締役（現任） 税理士法人アーケイディア設立 代表社員（現任） 東京国際監査法人（現 清和監査法人）設立 代表社員（現任） 当社監査役（現任）	(注) 5	－
監査役		西田 雅彦	昭和48年６月28日生	平成10年11月 平成13年２月 平成15年４月 平成17年４月 平成17年12月 平成19年１月 平成20年12月 平成22年１月 平成24年６月	中央クーパース・アンド・ライブランドコンサルティング㈱入社 朝日アーサーアンダーセン㈱入社 ㈱アーケイディア・グループ入社 東京国際監査法人（現 清和監査法人）社員 当社監査役（現任） マークス・グループ㈱代表取締役（現任） 日本ファルコム株式会社監査役（現任） 日本リテールファンド投資法人監督役員（現任） 信永東京有限責任監査法人社員（現任）	(注) 4	－
計							8,052,000

（注）１ 監査役筧悦生及び西田雅彦は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２ 取締役高橋栄一は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
３ 平成24年12月21日開催の定時株主総会の終結の時から１年間
４ 平成23年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
５ 平成21年12月18日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
６ 取締役渡邊通世は取締役渡邊久憲の実妹であります。
７．当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第２項に定める補欠監査役１名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数（株）
高野倉 勇樹	昭和56年７月17日生	平成20年12月 平成21年４月 平成23年２月 平成24年３月 平成24年12月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 中島・宮本法律事務所入所 第二東京弁護士会・高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会所属（現任） 弁護士法人ライトブリンガー法律事務所入所 ひかり総合法律事務所入所（現任） 当社補欠監査役（現任）	－

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

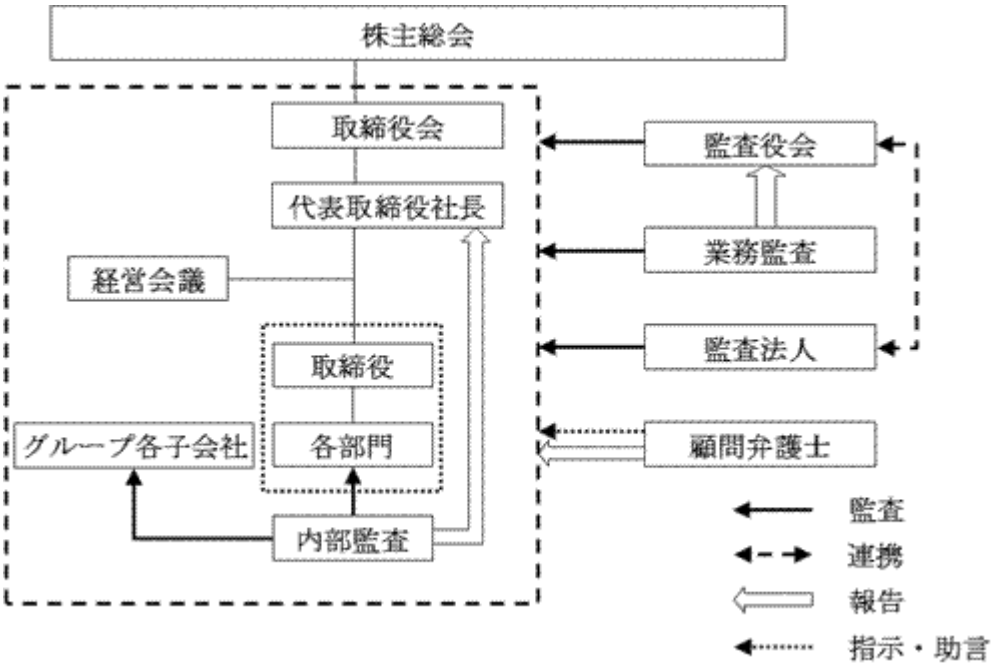
① 企業統治の体制

企業は株主のためのものであり、株主の委託を受け選任される取締役及び監査役をもって構成される取締役会が業務遂行上の会社の最高意思決定機関として機能し、各取締役は経営責任の重大性を十分認識し、法令・定款並びに株主総会の決議を遵守することが重要であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、株主の意思が有効に機能すべく経営体制を構築することが重要と考えており、特に経営意思決定の迅速性・公正性と業務執行の効率性を図る一方、経営監視体制の強化を実現しうる企業統治制度を確立していく所存であります。

当社では健全な経営を推進するために、住宅事業ディビジョン、車事業ディビジョン、セールスディビジョン、ズバットディビジョン、ダイレクトマーケティングディビジョン、システムディビジョン、人事部、経営管理ディビジョン、海外事業部の９部門を編成し、各々の部門に責任者として取締役または執行役員、統轄を置き、各部門の実務を統轄して経営の意思決定の迅速化と業務執行の責任の明確化を図っております。各部門の業務執行及び法令の遵守の状況については、毎月の取締役会にて適宜報告され監視されており、取締役の業務の執行状況は監査役に、取引関係や内部運営状況は業務監査により定期的に監視され、また、社内各部門やグループ各子会社における業務遂行については内部監査により定期的に監視され、全体の企業統治を行っております。 会計監査は監査法人アリアに依頼しており、定期的な監査の他、会計上の問題については随時確認し会計処理の適正性確保に努めております。また、顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。その他、税務関連業務に関しましても、税理士法人と契約を締結し定期的にアドバイスを受けております。

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制を図示すると次のとおりであります。



・株主総会

定時株主総会のほか、法令で定める決議事項について臨時株主総会を開催しております。

・取締役会

毎月定例の取締役会を開催して、会社の業務執行に関する意思決定を行い、取締役の職務の執行状況を監督しております。また予算・実績の報告を行います。

・監査役会

取締役会に出席して、業務の執行状況及び法令への準拠を監督します。

・業務監査

監査計画に基づいて、業務監査を実施し、監査役会に報告しております。

・内部監査

監査計画に基づいて、内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。

なお、昨年９月に当社子会社の元役員による不正行為が発覚し、従来の管理体制に不十分な点があったことが明らかになったことから、不正再発防止策として従来の内部監査に代わり、グループ各子会社及びグループ会社間の業務につき、業務監査を常時実施する業務上独立した機関として業務監査室を設置いたしました。

また、その他の不正再発防止策として、取締役会の充実、内部通報制度の整備及び運用の徹底、業務管掌範囲の見直し、銀行口座・捺印運用ルールの見直し等を実施してまいりました。

② 内部監査及び監査役監査

監査役会は、常勤監査役１名と社外監査役２名の３名で構成されております。監査役は、監査役会で策定された監査方針に基づき、監査業務を行うとともに取締役会や経営会議などの重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、意見や指摘を行っております。また、常勤監査役山田靖氏は監査役としての経験を有しており、社外監査役筧悦生氏及び社外監査役西田雅彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査は、①に記載のとおり、業務監査室と内部監査が連携して実施しております。権限の一極集中と監視態勢の機能不全による不正の再発を防止するため、牽制力と監視態勢を確保できる業務上独立した業務監査室の設置をし、取締役会において監査室長を任命しております。業務監査室は監査役会をその報告先とし、任命機関と報告機関を分別することで、より独立した立場で業務を遂行できるような態勢としております。また、業務監査室の機能としては内部監査機能をより強化した、不正の未然防止において一定の抑止力を持てるよう整備しております。また、内部監査におきましては、経営管理ディビジョンの兼任担当者１名を内部監査室長に任命し、２名の内部監査員とともに内部監査規程に基づき各部門の業務執行状況を監査しております。また、社内の各部門及びグループ各社を対象に行い、各部門の業務活動における法令や社内規程の遵守状況を検証し、業務改善や向上に必要な助言、指導を行っております。また、監査役及び監査法人とも、それぞれの監査状況を定期的に確認、共有しております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社は、取締役５名のうち社外取締役１名、監査役３名のうち社外監査役２名を選任しております。なお、当社と社外取締役１名及び社外監査役２名は、人的関係、資本的関係がなく、過去並びに現在において当社の株式を保有しておらず、また、当社グループとの間に取引関係がなく業務執行も行っていないことから、当社との間に利害関係はございません。

社外取締役高橋栄一氏は、新規事業性を持つベンチャー企業の経営者であり、経営全般に関する豊富な知識、経験から、当社の経営につき有益な助言をいただくことができ、かつ、経営者としての幅広い見識を当社の経営に反映していただくために社外取締役に就任していただいています。また取締役会におきましても出席の都度、適切な意見表明が行われており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。

社外監査役筧悦生氏は、公認会計士の資格を持ち、事業会社の代表取締役及び監査役として豊富な経験を有しており、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しているため、独立役員として指定しております。

社外監査役西田雅彦氏は、公認会計士の資格を持ち、事業会社の代表取締役及び監査役として豊富な経験を有しており、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しているため、独立役員として指定しております。

また、社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、上記②と同様であり、社外役員による経営の監視機能は十分に機能する体制を整えていると考えております。

④ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	81,964	69,742	12,222	－	－	5
監査役（社外監査役を除く。）	9,870	9,750	－	－	120	2
社外役員	7,200	7,200	－	－	－	3

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は取締役の報酬等の額の決定に関しては、同業他社の水準、業績及び従業員給与との均衡等を考慮して、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会決議に基づきこれを決定しております。また、監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

⑤ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当する投資株式は保有しておりません。

ロ 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）			
	貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	3,241	84,491	－	－	－
非上場株式以外の株式	－	430,736	－	－	－

⑥ 会計監査の状況

当社は、監査法人アリアと監査契約を締結しており、会計監査業務を執行した公認会計士は下記の２名であります。

公認会計士　茂木 秀俊
公認会計士　古屋 尚樹

会計監査業務に係る補助者は、監査法人の選定基準に基づき決定され、公認会計士２名及びその他４名で構成されております。

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

（自己の株式の取得）

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した経営施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

（中間配当）

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、会社法454条５項の規定により取締役会の決議によって毎年３月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当社は、平成24年12月21日開催の定時株主総会において会社法第459条第１項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款変更を行っております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は８名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

（２）【監査報酬の内容等】

① 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	25,000	－	25,000	－
連結子会社	－	－	－	－
計	25,000	－	25,000	－

② その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

③ 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等の人員数及び監査所要時間数等を勘案し、決定しております。

第５【経理の状況】

１ 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年10月１日から平成24年９月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年10月１日から平成24年９月30日まで）の財務諸表について、監査法人アリアにより監査を受けております。

３ 連結財務諸表等の適正を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表の適正を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、税務・会計に関する専門誌を購読及び外部研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年９月30日)	当連結会計年度 (平成24年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,606,098	2,447,047
売掛金	1,606,360	1,738,443
商品	218,695	427,763
原材料及び貯蔵品	20,398	22,403
繰延税金資産	122,224	132,496
その他	395,060	669,559
貸倒引当金	△22,605	△30,801
流動資産合計	3,946,232	5,406,912
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,107,780	1,267,350
減価償却累計額	※3 △356,066	※3 △417,585
建物及び構築物（純額）	※2 751,713	※2 849,764
土地	※2 467,050	※2 422,943
リース資産	80,507	104,410
減価償却累計額	△35,161	△60,583
リース資産（純額）	45,346	43,826
建設仮勘定	48,099	1,563
工具、器具及び備品	294,839	345,359
減価償却累計額	※3 △223,726	※3 △262,026
工具、器具及び備品（純額）	71,112	83,333
その他	16,890	26,096
減価償却累計額	△10,113	△16,458
その他（純額）	6,777	9,638
有形固定資産合計	1,390,099	1,411,070
無形固定資産		
のれん	924,569	688,411
ソフトウエア	224,319	156,458
その他	2,144	37,837
無形固定資産合計	1,151,033	882,706
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 330,879	※1 834,793
長期未収入金	531,953	529,854
破産更生債権等	12,362	15,686
敷金及び保証金	711,481	832,463
繰延税金資産	97,858	111,825
その他	142,952	191,187
貸倒引当金	△553,114	△549,488
投資その他の資産合計	1,274,373	1,966,322
固定資産合計	3,815,505	4,260,098
資産合計	7,761,738	9,667,010

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年９月30日)	当連結会計年度 (平成24年９月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,429	48,592
短期借入金	276,668	148,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 433,171	※2 568,929
1年内償還予定の社債	※2 106,000	※2 106,000
未払金	780,365	1,084,671
リース債務	16,453	21,306
未払法人税等	401,696	591,080
前受収益	616,746	606,229
賞与引当金	130,829	155,582
解約調整引当金	81,441	57,681
その他	152,266	323,506
流動負債合計	3,021,067	3,711,580
固定負債		
社債	※2 404,000	※2 298,000
長期借入金	※2 643,968	※2 1,059,136
リース債務	44,104	44,392
役員退職慰労引当金	50,069	57,533
繰延税金負債	6,463	9,287
退職給付引当金	97,377	130,297
資産除去債務	112,942	124,835
その他	6,908	7,751
固定負債合計	1,365,835	1,731,235
負債合計	4,386,902	5,442,816
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,162,065	2,200,225
資本剰余金	4,219,718	869,606
利益剰余金	17,736	982,537
自己株式	△3,140,060	△56
株主資本合計	3,259,460	4,052,313
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△22,099	8,467
為替換算調整勘定	△18,904	△18,293
その他の包括利益累計額合計	△41,004	△9,826
新株予約権	149,623	168,008
少数株主持分	6,755	13,698
純資産合計	3,374,835	4,224,194
負債純資産合計	7,761,738	9,667,010

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自　平成22年10月１日 至　平成23年９月30日)	当連結会計年度 (自　平成23年10月１日 至　平成24年９月30日)
売上高	11,283,675	16,327,000
売上原価	1,318,517	2,807,321
売上総利益	9,965,158	13,519,678
販売費及び一般管理費	※1 8,799,719	※1 11,742,832
営業利益	1,165,439	1,776,846
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,173	6,838
投資有価証券売却益	49,413	―
投資事業組合運用益	―	7,584
持分法による投資利益	3,045	3,168
その他	44,031	32,875
営業外収益合計	100,663	50,467
営業外費用		
支払利息	34,573	36,351
投資有価証券売却損	79,472	21,864
投資事業組合運用損	3,592	―
その他	18,156	16,698
営業外費用合計	135,795	74,914
経常利益	1,130,307	1,752,399
特別利益		
持分変動利益	―	27,522
固定資産売却益	※4 77,330	―
負ののれん発生益	―	107,573
その他	427	13,859
特別利益合計	77,758	148,956
特別損失		
貸倒引当金繰入額	386,806	19,023
固定資産除却損	※3 11,164	※3 20,220
固定資産売却損	※2 6,771	―
減損損失	※5 32,381	※5 19,951
貸倒損失	438	6,616
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	25,074	―
その他	※6 21,606	1,393
特別損失合計	484,243	67,203
税金等調整前当期純利益	723,822	1,834,151
法人税、住民税及び事業税	637,251	907,522
法人税等調整額	△6,974	△26,213
法人税等合計	630,277	881,308
少数株主損益調整前当期純利益	93,545	952,842
少数株主利益	87,133	5,569
当期純利益	6,411	947,273

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自　平成22年10月１日 至　平成23年９月30日)	当連結会計年度 (自　平成23年10月１日 至　平成24年９月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	93,545	952,842
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△21,688	30,567
為替換算調整勘定	△3,467	611
その他の包括利益合計	△25,155	31,178 ※1
包括利益	68,389	984,021
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△18,744	978,452
少数株主に係る包括利益	87,133	5,569

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自　平成22年10月１日 至　平成23年９月30日)	当連結会計年度 (自　平成23年10月１日 至　平成24年９月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,162,065	2,162,065
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	－	38,160
当期変動額合計	－	38,160
当期末残高	2,162,065	2,200,225
資本剰余金		
当期首残高	4,322,785	4,219,718
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	－	630
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△103,066	△197,635
自己株式の消却	－	△3,153,106
当期変動額合計	△103,066	△3,350,111
当期末残高	4,219,718	869,606
利益剰余金		
当期首残高	11,325	17,736
当期変動額		
持分法の適用範囲の変動	－	17,527
当期純利益	6,411	947,273
当期変動額合計	6,411	964,801
当期末残高	17,736	982,537
自己株式		
当期首残高	△2,941,347	△3,140,060
当期変動額		
自己株式の取得	△198,713	△13,103
自己株式の消却	－	3,153,106
当期変動額合計	△198,713	3,140,003
当期末残高	△3,140,060	△56
株主資本合計		
当期首残高	3,554,828	3,259,460
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	－	38,790
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△103,066	△197,635
持分法の適用範囲の変動	－	17,527
当期純利益	6,411	947,273
自己株式の取得	△198,713	△13,103
当期変動額合計	△295,368	792,853
当期末残高	3,259,460	4,052,313

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△411	△22,099
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△21,688	30,567
当期変動額合計	△21,688	30,567
当期末残高	△22,099	8,467
為替換算調整勘定		
当期首残高	△15,437	△18,904
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,467	611
当期変動額合計	△3,467	611
当期末残高	△18,904	△18,293
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△15,849	△41,004
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△25,155	31,178
当期変動額合計	△25,155	31,178
当期末残高	△41,004	△9,826
新株予約権		
当期首残高	125,680	149,623
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23,942	18,384
当期変動額合計	23,942	18,384
当期末残高	149,623	168,008
少数株主持分		
当期首残高	97,033	6,755
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△90,277	6,942
当期変動額合計	△90,277	6,942
当期末残高	6,755	13,698
純資産合計		
当期首残高	3,761,693	3,374,835
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	―	38,790
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△103,066	△197,635
持分法の適用範囲の変動	―	17,527
当期純利益	6,411	947,273
自己株式の取得	△198,713	△13,103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△91,490	56,506
当期変動額合計	△386,858	849,359
当期末残高	3,374,835	4,224,194

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自　平成22年10月１日 至　平成23年９月30日)	当連結会計年度 (自　平成23年10月１日 至　平成24年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	723,822	1,834,151
減価償却費	289,813	295,964
減損損失	32,381	19,951
のれん償却額	205,535	240,532
負ののれん発生益	―	△107,573
株式報酬費用	23,942	18,384
貸倒引当金の増減額（△は減少）	404,991	21,489
賞与引当金の増減額（△は減少）	46,925	22,565
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	17,071	7,463
退職給付引当金の増減額（△は減少）	29,937	32,920
解約調整引当金の増減額（△は減少）	23,986	△23,759
営業貸付金の増減額（△は増加）	87,261	12,666
受取利息及び受取配当金	△4,173	△6,838
支払利息	34,573	36,351
為替差損益（△は益）	3,810	3,116
持分法による投資損益（△は益）	△3,045	△3,168
投資有価証券売却損益（△は益）	30,059	21,864
固定資産売却損益（△は益）	△77,330	―
貸倒損失	10,438	6,616
持分変動損益（△は益）	―	△27,522
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	25,074	―
固定資産除却損	11,164	20,220
投資事業組合運用損益（△は益）	△2,831	△7,584
売上債権の増減額（△は増加）	△383,428	△70,922
たな卸資産の増減額（△は増加）	60,937	37,794
仕入債務の増減額（△は減少）	6,318	12,985
未収入金の増減額（△は増加）	△65,274	△118,619
未払金の増減額（△は減少）	163,247	344,309
前払費用の増減額（△は増加）	△1,157	△14,677
前受収益の増減額（△は減少）	281,062	△10,516
その他	△44,322	540
小計	1,930,793	2,598,705
利息及び配当金の受取額	4,251	3,492
利息の支払額	△33,949	△36,965
法人税等の支払額	△674,075	△729,089
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,227,019	1,836,143

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自　平成22年10月１日 至　平成23年９月30日)	当連結会計年度 (自　平成23年10月１日 至　平成24年９月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△580,408	△408,015
有形固定資産の売却による収入	387,249	―
無形固定資産の取得による支出	△59,572	△81,698
定期預金の払戻による収入	―	150,000
子会社株式の取得による支出	△353,015	△39,730
子会社株式の売却による収入	―	4,740
関係会社株式の売却による収入	―	1,800
関係会社株式の取得による支出	△12,838	―
投資有価証券の取得による支出	△1,315,457	△457,265
投資有価証券の売却による収入	1,305,630	62,232
事業譲受による支出	△385,000 ※3	―
敷金及び保証金の差入による支出	△164,004	△133,601
敷金及び保証金の回収による収入	36,694	32,798
投融資による支出	△85,000	―
投融資の回収による収入	197,269	―
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	―	△702
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	―	17,518 ※4
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	―	△4,074
貸付けによる支出	△174,949	△58,950
貸付金の回収による収入	320,851	27,667
その他	△2,354	△6,881
投資活動によるキャッシュ・フロー	△884,903	△894,164
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△75,892	△188,668
長期借入れによる収入	960,000	1,072,000
長期借入金の返済による支出	△562,043	△683,581
社債の発行による収入	419,512	―
社債の償還による支出	△20,000	△106,000
株式の発行による収入	―	38,790
自己株式の取得による支出	△198,713	△13,103
配当金の支払額	△103,607	△198,847
少数株主への配当金の支払額	△14,400	―
その他	△18,621	△18,761
財務活動によるキャッシュ・フロー	386,234	△98,171
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,966	△2,858
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	724,383	840,948
現金及び現金同等物の期首残高	881,715	1,606,098
現金及び現金同等物の期末残高	1,606,098 ※1	2,447,047 ※1

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　18社

(2) 連結子会社の名称

㈱損害保険見直し本舗
㈱保険相談.com
㈱保険見直し本舗
㈱ウェブクルーリアルエステイト
㈱ウェブクルーファイナンス
㈱ウェブクルーエージェンシー
㈱グランドエイジング
㈱ＦＸキング
㈱小肥羊ジャパン
㈱小肥羊埼玉
㈱小肥羊北海道
㈱ウェブクルーコモディティーズ
㈱車屋本舗
㈱ウェブクルーライト
㈱アガスタ
㈱住宅本舗
網洋信息諮詢（深?）有限公司
網洋信息資産管理諮詢（香港）有限公司

㈱車屋本舗、㈱ウェブクルーライトについては、当連結会計年度に新規設立したため、㈱アガスタ、㈱住宅本舗については、株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

なお、当連結会計年度に新規設立し、連結の範囲に含めておりました㈱おやさい本舗については、全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称等

BPOバンコク㈱
グレートアジアパワー㈱
㈱ウェブクルータイランド
アカウンティングポーター㈱

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数等　－社

なお、㈱トータルレストラン、㈱エアロスペースナガノ、イ―・旅ネット・ドット・コム㈱は株式売却等により、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称

BPOバンコク㈱
グレートアジアパワー㈱
㈱ウェブクルータイランド
アカウンティングポーター㈱

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
㈱ＦＸキング	３月31日
㈱ウェブクルーライト	３月31日
網洋信息諮詢（深?）有限公司	12月31日
網洋信息資産管理諮詢（香港）有限公司	12月31日

連結財務諸表の作成に当たって、当連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

商品

主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法によっております。）

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法で、償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年９月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌期支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づいて計上しております。

なお、連結子会社１社において、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社の常勤監査役、連結子会社の取締役及び監査役の退職慰労金支給に備えるため、連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

⑤ 解約調整引当金

保険契約を締結した顧客の短期解約等によって保険会社から請求される解約調整金に備えるため、今後の解約により生ずると見積もられる解約調整金額を解約調整引当金として計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債ならびに収益及び費用は、当連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部における繰延ヘッジ損益として繰り延べております。なお特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップ取引・・・借入金の変動金利及び固定金利

③ ヘッジ方針

金利関連について、金利の市場変動リスクを抑えるために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更】

（１株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号 平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号 平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号 平成22年６月30日）を適用しております。

当連結会計年度において株式分割を行いましたが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、１株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

（保有目的の変更）

① 販売用不動産

有形固定資産（土地）として保有していた土地333,638千円については、保有目的の変更に伴い、商品（販売用不動産）へ振替しております。

② 固定資産

商品（販売用不動産）として保有していた土地200,849千円については、保有目的の変更に伴い、有形固定資産（土地）へ振替しております。

【注記事項】

（連結貸借対照表関係）

※１ 投資有価証券に含まれている非連結子会社及び関連会社に対する投資は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成23年９月30日）	当連結会計年度 （平成24年９月30日）
株式	65,525千円	71,176千円

※２ 担保資産及び担保付債務

	前連結会計年度 （平成23年９月30日）	当連結会計年度 （平成24年９月30日）
建物	188,296千円	178,002千円
土地	169,338	365,050
計	357,634	543,052
	上記資産及び子会社株式1,200株は、１年内償還予定の社債66,000千円及び社債264,000千円等の担保に供しております。 なお、上記のほか子会社株式900株を１年内返済予定の長期借入金75,000千円及び長期借入金62,500千円の担保に供しております。	上記資産及び子会社株式8,099株を、一年内返済予定長期借入金142,492千円及び長期借入金273,346千円、一年内償還予定社債66,000千円及び社債198,000千円の担保に供しております。

※３ 前連結会計年度（平成23年９月30日）及び当連結会計年度（平成24年９月30日）

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

（連結損益計算書関係）

※１ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
給料手当	2,518,261千円	3,435,011千円
雑給	728,495	821,604
広告宣伝費	1,710,654	2,674,133
退職給付費用	32,444	37,679
のれん償却	205,535	240,532
賞与引当金繰入額	46,925	28,747
貸倒引当金繰入額	14,552	4,151
役員退職慰労引当金繰入額	17,071	9,549

※２ 固定資産売却損の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
建物及び構築物	4,678千円	－
工具、器具及び備品	2,093	－
合計	6,771	－

※３ 固定資産除却損の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
建物及び構築物	8,156千円	13,667千円
工具、器具及び備品他	3,008	388
ソフトウエア	－	6,163
合計	11,164	20,220

※４ 固定資産売却益の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
建物及び構築物	47,426千円	－
土地	29,903	－
合計	77,330	－

※５ 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

場所	用途	種類
埼玉県さいたま市	店舗設備	建物及び構築物、工具、器具及び備品

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、埼玉県さいたま市にある店舗設備については収益性が悪化しているため、当該減少額を減損損失（32,381千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物31,861千円、工具、器具及び備品519千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により備忘価額まで減損を行っております。

当連結会計年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

場所	用途	種類
本社（東京都渋谷区）	ウェブサイト	ソフトウエア及び商標権
大阪府大阪市	店舗設備	建物及び構築物、工具、器具及び備品

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、本社にあるウェブサイト及び大阪府大阪市にある店舗設備について収益性が悪化しているため、当該減少額を減損損失（19,951千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物10,734千円、工具、器具及び備品2,660千円、ソフトウエア6,247千円、その他無形固定資産308千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により備忘価額まで減損を行っております。

※６ 前連結会計年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

特別損失のその他に含まれております主なものは出資金評価損6,500千円であります。

（連結包括利益計算書関係）

当連結会計年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

※１ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	13,499千円
組替調整額	21,864
税効果調整前	35,364
税効果額	△4,797
その他有価証券評価差額金	30,567
為替換算調整勘定：	
当期発生額	611
その他の包括利益合計	31,178

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	57,851	－	－	57,851
合計	57,851	－	－	57,851
自己株式				
普通株式（注）	23,207	1,782	－	24,989
合計	23,207	1,782	－	24,989

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加1,782株は、取締役会決議に基づく取得によるものであります。

２．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	－	－	－	－	101,405
連結子会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	－	－	－	－	48,218
合計		－	－	－	－	－	149,623

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年12月22日定時株主総会	普通株式	51,966	資本剰余金	1,500	平成22年９月30日	平成22年12月24日

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年４月26日取締役会	普通株式	51,100	資本剰余金	1,500	平成23年３月31日	平成23年６月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年12月22日定時株主総会	普通株式	98,586	資本剰余金	3,000	平成23年９月30日	平成23年12月26日

当連結会計年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）１，２	57,851	34,790,749	15,035,800	19,812,800
合計	57,851	34,790,749	15,035,800	19,812,800
自己株式				
普通株式（注）３，４	24,989	15,010,923	15,035,800	112
合計	24,989	15,010,923	15,035,800	112

（注）１．普通株式の発行済株式総数の増加34,790,749株は、平成23年10月１日付及び平成24年６月１日付の株式分割による増加34,652,749株、ストック・オプションの行使による増加138,000株であります。
２．普通株式の発行済株式総数の減少15,035,800株は、自己株式の消却によるものであります。
３．普通株式の自己株式の株式数の増加15,010,923株は、平成23年10月１日付及び平成24年６月１日付の株式分割による増加14,968,411株、取締役会決議に基づく取得42,400株、単元未満株式の買取り112株であります。
４．普通株式の自己株式の株式数の減少15,035,800株は、自己株式の消却によるものであります。

２．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	－	－	－	－	113,627
連結子会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	－	－	－	－	54,380
合計		－	－	－	－	－	168,008

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年12月22日定時株主総会	普通株式	98,586	資本剰余金	3,000	平成23年９月30日	平成23年12月26日

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年５月９日取締役会	普通株式	99,049	資本剰余金	10	平成24年３月31日	平成24年６月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年12月21日定時株主総会	普通株式	198,126	資本剰余金	10	平成24年９月30日	平成24年12月25日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
現金及び預金	1,606,098千円	2,447,047千円
現金及び現金同等物	1,606,098	2,447,047

２ 重要な非資金取引の内容

新たに計上した重要な資産除去債務の額

	前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
重要な資産除去債務の額	122,525千円	24,217千円

※３ 事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
のれん	700,000千円	－

※４ 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに㈱アガスタ社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに㈱アガスタ社株式の取得価額と㈱アガスタ社取得のための収入（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	889,349千円
固定資産	23,888
流動負債	△210,149
固定負債	△92,511
負ののれん	△107,573
㈱アガスタ社株式の取得価額	503,004
㈱アガスタ社現金及び現金同等物	520,522
差引：㈱アガスタ社取得のための収入	17,518

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

（ア）有形固定資産

「建物付属設備」及び「工具、器具及び備品」であります。

（イ）無形固定資産

「ソフトウエア」であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計処理基準に関する事項 （2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年９月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度（平成23年９月30日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	25,840	22,044	3,796
工具、器具及び備品	3,525	2,761	763
合計	29,366	24,806	4,559

(単位：千円)

	当連結会計年度（平成24年９月30日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	12,630	12,136	494
その他	3,525	3,467	58
合計	16,156	15,603	552

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前連結会計年度 （平成23年９月30日）	当連結会計年度 （平成24年９月30日）
未経過リース料期末残高相当額		
１年内	6,092	1,386
１年超	1,386	－
合計	7,478	1,386

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：千円)

	前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
支払リース料	11,964	5,702
減価償却費相当額	10,089	3,831
支払利息相当額	265	75

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

２．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金等は、顧客ないし債務者の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格等の変動リスクや投資先の財務状況悪化による損失の発生及び投資回収遅延等のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが、１ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権については法務管理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても当社の債権管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

前連結会計年度（平成23年９月30日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,606,098	1,606,098	－
(2) 売掛金	1,606,360	1,606,360	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	49,217	49,217	－
(4) 長期未収入金	531,953		
貸倒引当金（※）	△531,953		
貸倒引当金控除後	－	－	－
(5) 破産更生債権等	12,362		
貸倒引当金（※）	△12,362		
貸倒引当金控除後	－	－	－
(6) 敷金及び保証金	711,481	639,382	△72,098
資産計	3,973,157	3,901,058	△72,098
(1) 買掛金	25,429	25,429	－
(2) 短期借入金	276,668	276,668	－
(3) 一年内返済予定の長期借入金	433,171	433,171	－
(4) 一年内償還予定社債	106,000	106,000	－
(5) 未払金	780,365	780,365	－
(6) リース債務（流動負債）	16,453	16,453	－
(7) 未払法人税等	401,696	401,696	－
(8) 長期借入金	643,968	628,019	△15,948
(9) 社債	404,000	401,642	△2,357
(10) リース債務（固定負債）	44,104	43,345	△759
負債計	3,131,857	3,112,791	△19,065
デリバティブ取引計	－	－	－

（※）長期未収入金及び破産更生債権等に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成24年９月30日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,447,047	2,447,047	―
(2) 売掛金	1,738,443	1,738,443	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	470,530	470,530	―
(4) 長期未収入金	529,854		―
貸倒引当金（※）	△515,274		
貸倒引当金控除後	14,580	14,580	―
(5) 破産更生債権等	15,686		
貸倒引当金（※）	△15,686		
貸倒引当金控除後	―	―	―
(6) 敷金及び保証金	832,463	772,222	△60,241
資産計	5,503,064	5,442,823	△60,241
(1) 買掛金	48,592	48,592	―
(2) 短期借入金	148,000	148,000	―
(3) 一年内返済予定の長期借入金	568,929	568,929	―
(4) 一年内償還予定社債	106,000	106,000	―
(5) 未払金	1,084,671	1,084,671	―
(6) リース債務（流動負債）	21,306	21,306	―
(7) 未払法人税等	591,080	591,080	―
(8) 長期借入金	1,059,136	1,038,882	△20,253
(9) 社債	298,000	296,370	△1,629
(10) リース債務（固定負債）	44,392	43,577	△814
負債計	3,970,109	3,947,411	△22,698
デリバティブ取引計	―	―	―

（※）長期未収入金及び破産更生債権等に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっています。

(4) 長期未収入金、(5) 破産更生債権等

これらは債権ごとに適正に見積もり、貸倒引当金を計上しているため、当該帳簿価額によっています。

(6) 敷金及び保証金

これらの時価については、返済時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 一年内返済予定の長期借入金、(4) 一年内償還予定社債、(5) 未払金、(6) リース債務（流動負債）、(7) 未払法人税等

これらは、短期的で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(8) 長期借入金、(9) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前連結会計年度 （平成23年９月30日）	当連結会計年度 （平成24年９月30日）
非連結子会社及び関連会社	65,525	71,176
非上場株式	3,241	84,491
投資事業組合出資	212,895	208,595

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成23年９月30日）

区分	１年以内 （千円）	１年超５年以内 （千円）	５年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,606,098	－	－	－
売掛金	1,606,360	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（社債）	－	－	－	－
(2) 債券（その他）	－	－	－	－
(3) その他	－	－	－	－
計	3,212,458	－	－	－

当連結会計年度（平成24年９月30日）

区分	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	2,447,047	－	－	－
売掛金	1,738,443	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（社債）	－	30,000	－	－
(2) 債券（その他）	－	－	－	－
(3) その他	－	－	－	－
計	4,185,490	30,000	－	－

４．社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成23年９月30日）

区分	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
社債	106,000	404,000	－	－
長期借入金	433,171	636,284	7,684	－
リース債務	16,453	44,104	－	－
計	555,624	1,084,388	7,684	－

当連結会計年度（平成24年９月30日）

区分	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
社債	106,000	298,000	－	－
長期借入金	568,929	1,058,604	532	－
リース債務	21,306	44,392	－	－
計	696,235	1,400,996	532	－

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前連結会計年度（平成23年９月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	―	―	―
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	―	―	―
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	―	―	―
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	49,217	71,317	△22,099
	小計	49,217	71,317	△22,099
合計		49,217	71,317	△22,099

（注）非上場株式及び投資事業組合出資（連結貸借対照表計上額216,136千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成24年９月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	430,736	417,275	13,460
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	430,736	417,275	13,460
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	―	―	―
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	30,000	30,000	―
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	9,794	9,990	△195
	小計	39,794	39,990	△195
合計		470,530	457,265	13,264

（注）非上場株式及び投資事業組合出資（連結貸借対照表計上額293,086千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

２．売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	770,557	48,145	70,889
(2) 債券			
① 国債・地方債等	―	―	―
② 社債	468,002	―	6,787
③ その他	36,807	―	1,795
(3) その他	30,263	1,268	―
合計	1,305,630	49,413	79,472

当連結会計年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	―	―	―
(2) 債券			
① 国債・地方債等	―	―	―
② 社債	―	―	―
③ その他	―	―	―
(3) その他	49,452	―	21,864
合計	49,452	―	21,864

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度（平成23年９月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち１年超（千円）	時価（千円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	545,837	370,841	（注）

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成24年９月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち１年超（千円）	時価（千円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	539,341	338,845	（注）

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。また、当社は複数事業主制度に係る総合設立型厚生年金基金制度である関東ITソフトウェア厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、「退職給付に係る会計基準」（平成19年５月15日 企業会計基準委員会 注解12）に基づき、処理を行っております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体積み立て状況に関する事項

	前連結会計年度（平成23年３月31日）	当連結会計年度（平成24年３月31日）
年金資産の額	171,944,542千円	186,189,698千円
年金数理計算上の給付債務の額	172,108,284	186,648,697
差引額	△163,741	△458,998

(2) 制度全体に占める当社加入人員割合

前連結会計年度（平成23年３月31日現在） 0.15%

当連結会計年度（平成24年３月31日現在） 0.18%

(3) 補足説明

上記（１）の関東ITソフトウェア厚生年金基金の差引額の主な要因は、資産評価調整額（前連結会計年度3,493,584千円、当連結会計年度△9,623,273千円）及び剰余金（前連結会計年度3,329,843千円、当連結会計年度△10,082,271千円）であります。

なお、上記（２）の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致いたしません。

２．退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 （平成23年９月30日）	当連結会計年度 （平成24年９月30日）
(1) 退職給付債務（千円）	△104,046	△144,416
(2) 未認識数理計算上の差異（千円）	6,669	14,118
(3) 退職給付引当金（千円）	△97,377	△130,297

３．退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 （自　平成22年10月１日 至　平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成23年10月１日 至　平成24年９月30日）
退職給付費用（千円）	51,013	56,857
(1) 勤務費用（千円）	35,325	37,143
(2) 利息費用（千円）	－	605
(3) 数理計算上の差異の費用処理額（千円）	－	1,333
(4) その他（千円）	15,688	17,774

（注）「(4) その他」は、厚生年金基金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社及び連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法（自己都合退職による期末要支給額の100%を退職給付債務とする方法）を採用しております。なお、国内連結子会社１社におきまして、退職給付債務の算定に当たり、原則法を採用しております。

退職給付見込額の期間配分方法・・・・・期間定額基準

割引率・・・・・・・・・・・・・・・・・0.7%

数理計算上の差異の処理年数・・・・・・５年

（各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。）

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　平成22年10月１日 至　平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自　平成23年10月１日 至　平成24年９月30日）
販売費及び一般管理費（株式報酬費用）	23,942	18,384

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

	提出会社					
① ストック・オプションの内容						
決議年月日	平成14年 ３月15日	平成14年 ９月17日	平成18年 ３月28日	平成18年 ４月５日	平成20年 １月４日	平成24年 ７月24日
付与対象者の区分及び人数	役員 ３名	役員 ３名 従業員 10名	従業員 22名 子会社役員 11名 子会社従業員71名	役員 ５名 従業員 １名	役員 ３名	役員 １名 従業員 ３名
株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
付与数（注）１	279,000株	349,200株	540,000株	945,000株	1,500,000株	580,000株
付与日	平成14年 ３月15日	平成14年 ９月17日	平成18年 ３月28日	平成18年 ４月５日	平成20年 １月22日	平成24年 ８月10日
権利確定条件	なし	権利行使時において当社の取締役又は従業員であること。	なし	なし	権利行使期間内において、当社の取締役の地位（取締役を退任後に当社の取締役または執行役員となった場合その地位）を喪失した場合に限る。	権利行使時において当社の取締役又は従業員であること。
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	自 平成14年 ４月１日 至 平成24年 ３月15日	自 平成14年 11月８日 至 平成24年 ９月16日	自 平成20年 ３月25日 至 平成28年 ３月24日	自 平成20年 ３月25日 至 平成28年 ３月24日	自 平成25年 １月22日 至 平成45年 １月21日	自 平成29年 ８月10日 至 平成34年 ７月23日
② ストック・オプションの数（注）１						
権利確定前（株）						
期首	－	－	－	－	1,500,000	－
付与	－	－	－	－	－	580,000
失効	－	－	－	－	60,000	－
権利確定	－	－	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－	1,440,000	580,000
権利確定後（株）						
期首	135,000	10,800	317,400	942,000	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	－
権利行使	135,000	－	3,000	－	－	－
失効	－	10,800	34,800	－	－	－
未行使残	－	－	279,600	942,000	－	－
③ 単価情報（注）２						
権利行使価(円)	278	278	420	355	1	558
行使時平均株価(円)	－	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価(円)	－	－	－	－	－	49.40

	連結子会社						
	㈱保険見直し本舗					㈱グランドエイジング	㈱小肥羊ジャパン
① ストック・オプションの内容							
決議年月日	平成16年12月20日	平成17年９月16日	平成17年９月16日	平成17年９月16日	平成24年２月１日	平成17年９月16日	平成24年７月27日
付与対象者の区分及び人数	役員 １名	役員 ４名 従業員 39名	子会社従業員 ５名	役員 １名 従業員 ２名	役員 ４名	役員 ３名	役員 １名
株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
付与数（注）1	880株	580株	10株	230株	485株	300株	800株
付与日	平成16年12月27日	平成17年９月16日	平成17年10月３日	平成17年10月３日	平成24年２月１日	平成17年９月16日	平成24年７月27日
権利確定条件	権利行使時において当社の取締役又は従業員であること。	権利行使時において当社の取締役又は従業員であること。	権利行使時において当社の取締役又は従業員であること。	権利行使時において当社の取締役又は従業員であること。	権利行使期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。以下同じ。また、取締役を退任後に当社の取締役又は執行役員となった場合のその地位）又は監査役の地位にあること。ただし、当社の取締役又は監査役の地位を喪失した場合であっても、当社取締役又は監査役の地位を喪失した翌日から５年間（平成28年12月21日以降に取締役又は監査役の地位を喪失した場合には、平成33年12月20日までとする。）新株予約権を行使できる。	権利行使時において当社の取締役又は従業員であること。	権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員もしくは親会社である㈱ウェブクルーグループの取締役、監査役又は従業員であること。
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	自 平成18年12月20日 至 平成38年12月19日	自 平成19年９月16日 至 平成27年９月15日	自 平成19年９月16日 至 平成27年９月15日	自 平成19年９月16日 至 平成27年９月15日	自 平成26年２月１日 至 平成33年12月20日	自 平成19年９月16日 至 平成27年９月15日	自 平成29年７月24日 至 平成34年７月23日

	連結子会社						
	㈱保険見直し本舗					㈱グランドエイジング	㈱小肥羊ジャパン
② ストック・オプションの数（注）1							
権利確定前（株）							
期首	－	－	－	－	－	－	－
付与	－	－	－	－	485	－	800
失効	－	－	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－	485	－	800
権利確定後（株）							
期首	880	381	4	210	－	200	－
権利確定	－	－	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－	－	－
失効	－	2	－	－	－	－	－
未行使残	880	379	4	210	－	200	－
③ 単価情報（注）2							
権利行使価格(円)	12,500	250,000	250,000	250,000	100,000	12,500	50,000
行使時平均株価（円）	－	－	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価(円)（条件変更日における評価単価）	(54,793.25)	－	－	－	38,119.00（注）3	－	－（注）3

（注）1．株式数に換算して記載しております。なお、提出会社については、平成23年10月１日付株式分割（１株につき300株の割合）及び平成24年６月１日付株式分割（１株につき２株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2．提出会社については、平成23年10月１日付株式分割（１株につき300株の割合）及び平成24年６月１日付株式分割（１株につき２株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3．㈱保険見直し本舗及び㈱小肥羊ジャパンにおいて当連結会計年度に付与されたストック・オプションについて、当該連結子会社は未公開企業であるため公正な評価単価を本源的価値により算定しております。

なお、本源的価値の増加額は、簿価純資産方式により算出した条件変更日における１株当たりの評価額から付与日における１株当たりの評価額を控除して算定しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成24年７月24日決議ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法　　ブラック・ショールズ法

② 主な基礎数値及び見積方法

	平成24年７月24日ストック・オプション
株価変動性（注）1	61.35%
予想残存期間（注）2	7.5年
予想配当（注）3	20円／株
安全資産利子率（注）4	0.48%

（注）１．以下の条件に基づき算出しております。
(1) 株価情報収集期間：7.5年間（評価上の予想残存期間）
(2) 価格観察の頻度：日次
(3) 異常情報：該当事項なし
(4) 企業をめぐる不況の不連続的変化 ：該当事項なし
２．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
３．直近の配当実績20円に基づき算定。
４．平成24年８月10日の円スワップレートを使用して導かれるゼロクーポンレートに、対国際スプレッドを加味した安全資産利回り曲線を生成し、そこから算出される金利を連続複利方式に変換した金利。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難である為、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （平成23年９月30日）	当連結会計年度 （平成24年９月30日）
繰延税金資産		
貸倒引当金	227,874千円	194,998千円
未払事業税	32,959	54,616
賞与引当金	55,013	62,054
解約調整勘定	34,246	23,014
減価償却費超過額	45,338	38,695
退職給付引当金	40,754	48,077
役員退職慰労引当金	21,155	21,445
株式報酬費用	61,537	60,677
投資有価証券評価損	16,991	43,840
資産除去債務	46,545	46,060
子会社株式	72,656	78,285
繰越欠損金	362,401	549,914
その他	47,266	45,196
繰延税金資産小計	1,064,741	1,266,877
評価性引当額	△819,439	△999,613
繰延税金資産合計	245,301	267,263
繰延税金負債と相殺	△25,219	△22,941
差引	220,082	244,322
繰延税金負債		
資産除去費用	△31,683	△27,432
その他有価証券評価差額金	－	△4,797
繰延税金負債合計	△31,683	△32,229
繰延税金資産と相殺	25,219	22,941
差引	△6,463	△9,287
繰延税金資産の純額	213,618	235,034

（注）前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 （平成23年９月30日）	当連結会計年度 （平成24年９月30日）
流動資産－繰延税金資産	122,224千円	132,496千円
固定資産－繰延税金資産	97,858	111,825
固定負債－繰延税金負債	△6,463	△9,287

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 （平成23年９月30日）	当連結会計年度 （平成24年９月30日）
法定実効税率	40.6%	40.6%
（調整）		
評価性引当額の増減額	27.5	1.2
交際費等の永久差異	4.0	1.6
住民税均等割	4.1	1.9
のれん償却額	3.2	2.0
負ののれん	－	△2.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額調整	－	1.1
子会社との税率差異	2.3	1.3
その他	5.1	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	87.0	48.0

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から平成24年10月１日に開始する連結会計年度から平成26年10月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年10月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。また、欠損金の繰越控除制度が平成24年10月１日に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることになりました。

これらの税率の変更及び欠損金の繰越控除制度の変更により、繰延税金資産の金額が21,231千円減少し、法人税等調整額が21,231千円増加しております。

（企業結合等関係）

取得による企業結合

１．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社アガスタ

事業の内容　：自動車、中古自動車の売買及び輸出業等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及び子会社である株式会社車屋本舗が、株式会社アガスタの持つ中古自動車の売買や輸出業などと連携することによりシナジー効果を発揮し、車関連サイト等をより強化することを目的としております。

(3) 企業結合日

平成24年１月17日

(4) 企業結合の法的形式

現金による株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社グループが、現金を対価として株式会社アガスタの発行済株式の100.0%を取得したためであります。

２．連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年１月１日から平成24年９月30日（みなし取得日：平成24年１月１日）

３．被取得企業の取得原価及びその内訳

(1) 被取得企業の取得原価

503,004千円

(2) 取得原価の内訳

取得の対価（現金及び預金）	**503,004千円**

４．発生した負ののれん発生益の金額、発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

107,573千円

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を下回ったため、その差額を負ののれんとして認識しております。

５．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	**889,349千円**
固定資産	**23,888**
資産合計	**913,238**
流動負債	**210,149**
固定負債	**92,511**
負債合計	**302,660**

６．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	**469,726千円**
営業利益	**△28,867**
経常利益	**△28,898**
税金等調整前当期純利益	**△99,339**
当期純利益	**△99,414**
１株当たり当期純損失	**5.01円**

（概算額の算定方法）

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

（資産除去債務関係）

１．資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

㈱保険見直し本舗、㈱小肥羊ジャパン、㈱小肥羊埼玉、㈱小肥羊北海道の店舗施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

店舗施設の使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.23～1.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
期首残高（注）	90,729千円	112,942千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	28,608	22,387
時の経過による調整額	3,187	1,830
資産除去債務の履行による減少額	△9,582	△8,610
その他増減額（△は減少）	－	△3,715
期末残高	112,942	124,835

（注） 前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

２．資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社は、不動産賃貸借契約に基づく本社オフィス等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、本社オフィス等については当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、また移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務の計上を行っておりません。

（賃貸等不動産関係）

当社の一部の連結子会社では、沖縄、長野において、リゾート物件（建物及び土地を含む。）などを有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸営業損益は△14,541千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）、賃貸等不動産に関する売却益は77,330千円であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸営業損益は△14,690千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価及び販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

		前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
連結貸借対照表計上額			
	期首残高	559,366	655,346
	期中増減額	95,980	△54,400
	期末残高	655,346	600,946
期末時価		749,285	533,200

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産の取得（409,455千円）であり、主な減少額は不動産の売却306,555千円、減価償却費6,919千円であります。当連結会計年度の増減額は、主に保有目的の変更による増減△39,818千円及び減価償却費△10,293千円であります。

３．期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の事業分野は、事業の内容、その経済的特徴等を考慮し、「保険サービス事業」、「生活サービス事業」、「車関連事業」、「メディアレップ事業」、「フード事業」、「不動産事業」、「住宅関連事業」の７つを報告セグメントとしております。

「保険サービス事業」は生命保険・損害保険代理店運営及び保険の一括見積・資料請求サイト運営を、「生活サービス事業」は引越見積もりサービス比較サイト運営を、「車関連事業」は、車関連のリアル事業、車買取比較サイト運営を、「メディアレップ事業」は広告代理店業を、「フード事業」は中国火鍋専門店運営を、「不動産事業」は不動産の売買・仲介・斡旋等運営を、「住宅関連事業」は、住宅ローンの一括審査申込サイト運営を行っております。

当連結会計年度より、従来のセグメント区分「金融サービス事業」を「その他」へ、株式会社アガスタの株式取得等に伴い「生活サービス事業」の一部を「車関連事業」へ、ズバット住宅ローンサイト開設に伴い「生活サービス事業」の一部を「住宅関連事業」へと、それぞれ変更しております。

なお、当該組織変更を反映した前連結会計年度の「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」は、以下のとおりです。

	報告セグメント							
	保険サービス事業	生活サービス事業	車関連事業	メディアレップ事業	フード事業	不動産事業	住宅関連事業	計
売上高								
外部顧客への売上高	7,746,718	1,389,808	394,417	641,393	724,949	101,734	7,847	11,006,868
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	54,232	－	1,625,981	23,822	727	－	1,704,764
計	7,746,718	1,444,041	394,417	2,267,374	748,771	102,462	7,847	12,711,632
セグメント利益又は損失(△)	1,510,327	633,658	135,240	△82,803	△20,702	△43,276	△5,959	2,126,483
セグメント資産	4,647,857	564,311	152,932	197,371	528,698	909,292	3,042	7,003,508
その他の項目								
減価償却費	144,207	59,848	16,346	－	56,296	9,966	325	286,990
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	168,129	26,406	7,212	－	17,312	417,799	143	637,004

	その他（注１）	合計	調整額（注２）	連結財務諸表計上額（注３）
売上高				
外部顧客への売上高	276,807	11,283,675	－	11,283,675
セグメント間の内部売上高又は振替高	29,790	1,734,554	△1,734,554	－
計	306,597	13,018,230	△1,734,554	11,283,675
セグメント利益又は損失(△)	53,291	2,179,775	△1,014,336	1,165,439
セグメント資産	758,229	7,761,738	－	7,761,738
その他の項目				
減価償却費	2,822	289,813	－	289,813
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,976	639,980	－	639,980

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、シニア関連Ｅマーケットプレイス運営等を行う事業を含んでいます。

２．セグメント利益又は損失（△）の調整額△1,014,336千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用980,615千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント							その他（注１）	合計	調整額（注２）	連結財務諸表計上額（注３）
	保険サービス事業	生活サービス事業	金融サービス事業	メディアレップ事業	フード事業	不動産事業	計				
売上高											
外部顧客への売上高	7,746,718	1,792,073	22,971	641,393	724,949	101,734	11,029,840	253,835	11,283,675	－	11,283,675
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	54,232	28,470	1,625,981	23,822	727	1,733,234	4,009	1,737,243	△1,737,243	－
計	7,746,718	1,846,306	51,441	2,267,374	748,771	102,462	12,763,074	257,844	13,020,919	△1,737,243	11,283,675
セグメント利益又は損失(△)	1,510,327	814,856	△2,297	△82,803	△20,702	△43,205	2,176,174	3,601	2,179,775	△1,014,336	1,165,439
セグメント資産	4,647,857	720,286	672,232	197,371	528,698	909,292	7,675,740	85,997	7,761,738	－	7,761,738
その他の項目											
減価償却費	144,207	76,520	355	－	56,296	9,966	287,346	2,467	289,813	－	289,813
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	168,129	33,762	2,976	－	17,312	417,799	639,980	－	639,980	－	639,980

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、Ｅコマース運営、不動産の売買・仲介・斡旋等を行う事業を含んでいます。

２．セグメント利益又は損失(△)の調整額△1,014,336千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用980,615千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント							
	保険サービス事業	生活サービス事業	車関連事業	メディアレップ事業	フード事業	不動産事業	住宅関連事業	計
売上高								
外部顧客への売上高	10,100,063	2,058,454	2,279,643	489,645	884,017	77,384	58,480	15,947,688
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	96,163	130	1,619,891	24,182	3,421	60	1,743,850
計	10,100,063	2,154,617	2,279,773	2,109,537	908,200	80,806	58,540	17,691,538
セグメント利益又は損失(△)	2,373,606	622,612	219,292	16,653	60,870	△13,366	△29,948	3,249,721
セグメント資産	5,224,892	881,048	1,294,770	187,707	552,513	1,022,017	52,844	9,215,794
その他の項目								
減価償却費	163,430	52,342	18,743	－	44,309	13,090	1,844	293,761
負ののれん発生益	－	－	107,573	－	－	－	－	107,573
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	200,163	52,637	18,808	－	78,290	106,754	6,088	462,744

	その他（注１）	合計	調整額（注２）	連結財務諸表計上額（注３）
売上高				
外部顧客への売上高	379,311	16,327,000	－	16,327,000
セグメント間の内部売上高又は振替高	89,429	1,833,279	△1,833,279	－
計	468,741	18,160,280	△1,833,279	16,327,000
セグメント利益又は損失(△)	995	3,250,716	△1,473,870	1,776,846
セグメント資産	451,216	9,667,010	－	9,667,010
その他の項目				
減価償却費	2,202	295,964	－	295,964
負ののれん発生益	－	107,573	－	107,573
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	9,207	471,951	－	471,951

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、シニア関連Ｅマーケットプレイス運営等を行う事業を含んでいます。

２．セグメント利益又は損失(△)の調整額△1,473,870千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用1,368,702千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

４．報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	12,763,074	17,691,538
「その他」の区分の売上高	257,844	468,741
セグメント間取引消去	△1,737,243	△1,833,279
連結財務諸表の売上高	11,283,675	16,327,000

（単位：千円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	2,176,174	3,249,721
「その他」の区分の利益	3,601	995
セグメント間取引消去	△1,014,336	△1,473,870
連結財務諸表の営業利益	1,165,439	1,776,846

（単位：千円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	7,675,740	9,215,794
「その他」の区分の資産	85,997	451,216
連結財務諸表の資産合計	7,761,738	9,667,010

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	287,346	293,761	2,467	2,202	－	－	289,813	295,964
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	639,980	462,744	－	9,207	－	－	639,980	471,951

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社建物の設備投資額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自　平成22年10月１日　至　平成23年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NKSJひまわり生命保険株式会社	1,275,527	保険サービス事業

当連結会計年度（自　平成23年10月１日　至　平成24年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
メットライフアリコ生命保険㈱	2,205,771	保険サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　平成22年10月１日　至　平成23年９月30日）

（単位：千円）

	保険サービス事業	生活サービス事業	車関連事業	メディアレップ事業	フード事業	不動産事業	住宅関連事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	－	－	－	－	32,381	－	－	－	－	32,381

（注）　前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

当連結会計年度（自　平成23年10月１日　至　平成24年９月30日）

（単位：千円）

	保険サービス事業	生活サービス事業	車関連事業	メディアレップ事業	フード事業	不動産事業	住宅関連事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	－	－	－	－	13,395	6,411	144	－	－	19,951

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　平成22年10月１日　至　平成23年９月30日）

（単位：千円）

	保険サービス事業	生活サービス事業	車関連事業	メディアレップ事業	フード事業	不動産事業	住宅関連事業	その他（注）	全社・消去	合計
当期償却額	186,523	－	－	－	13,010	－	－	6,002	－	205,535
当期末残高	883,075	－	－	－	25,321	－	－	16,173	－	924,569

（注）１．前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

２．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、シニア関連Ｅマーケットプレイス運営等を行う事業を含んでいます。

当連結会計年度（自　平成23年10月１日　至　平成24年９月30日）

（単位：千円）

	保険サービス事業	生活サービス事業	車関連事業	メディアレップ事業	フード事業	不動産事業	住宅関連事業	その他（注）	全社・消去	合計
当期償却額	221,245	－	－	－	12,660	－	142	6,484	－	240,532
当期末残高	661,829	－	－	－	12,660	－	4,119	9,800	－	688,411

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、シニア関連Ｅマーケットプレイス運営等を行う事業を含んでいます。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自　平成22年10月１日　至　平成23年９月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成23年10月１日　至　平成24年９月30日）

当連結会計年度において、車関連事業において107,573千円の負ののれん発生益を計上しております。これは㈱アガスタの全株式を取得したことによるものであります。

【関連当事者情報】

１．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（バーツ）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	BPOバンコク㈱	Bangkok, Thailand	3,700,000	サービス業	（所有）直接　49.0	当社コールセンター委託先役員の兼任	コールセンター委託	19,008	立替金 未払金	5,525 3,445

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引金額には消費税等が含おりません。

２．コールセンターの委託については、市場価格を勘案して決定しております。

当連結会計年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（バーツ）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	BPOバンコク㈱	Bangkok, Thailand	3,700,000	サービス業	（所有）直接　49.0	当社コールセンター委託先役員の兼任	コールセンター委託	45,338	立替金 未払金	1,991 6,250

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引金額には消費税等が含おりません。

２．コールセンターの委託については、市場価格を勘案して決定しております。

（イ）連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

該当事項はありません。

（ウ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	青山 浩	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接 10.1	債務被保証	当社社債に対する債務被保証(注)2	330,000	―	―

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	青山 浩	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接 10.4	債務被保証	当社社債に対する債務被保証(注)2	264,000	―	―

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．保証料の支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(バーツ)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	グレートアジアパワー㈱	Bangkok, Thailand	10,000,000	飲食業	（所有）間接 74.0	連結子会社資金貸付先役員の兼任	資金の貸付(注)2	27,300	短期貸付金	24,600

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引金額には消費税等が含おりません。

２．資金の貸付については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当連結会計年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(バーツ)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	グレートアジアパワー㈱	Bangkok, Thailand	10,000,000	飲食業	（所有）間接 74.0	連結子会社資金貸付先役員の兼任	資金の貸付(注)2	22,950	短期貸付金	46,360

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引金額には消費税等が含おりません。

２．資金の貸付については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

３．グレートアジアパワー㈱への貸付金に対し、11,525千円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において11,525千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

（ウ）連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

該当事項はありません。

（エ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	青山 浩	―	―	当社代表取締役社長	（被所有）直接10.1%	債務被保証 資金の貸付	借入金に対する債務保証（注）２ 資金の貸付（注）３	15,206 ―	― 短期貸付金 長期貸付金	― 113 24,064
役員	内山裕規	―	―	当社取締役	（被所有）直接 0.7%	資金の貸付	資金の貸付（注）３	―	短期貸付金 長期貸付金	1,889 10,742
役員	増田幸太郎	―	―	当社取締役	（被所有）直接 0.0%	資金の貸付	資金の貸付（注）３	9,500	短期貸付金 長期貸付金	109 24,259
重要な子会社の役員	大谷 寛	―	―	㈱保険見直し本舗代表取締役社長	（被所有）直接 1.2%	債務被保証	借入金に対する債務保証（注）２	122,574	―	―
重要な子会社の役員	世古 聡	―	―	㈱ウェブクルーファイナンス元代表取締役社長	―	資金の貸付	―（注）４	―（注）４	長期未収入金（注）５	121,172

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．連結子会社の一部の借入金に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

３．資金の貸付については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

４．平成23年11月15日「当社子会社役員による不正行為に関する内部調査委員会の報告について」に開示しております融資返済金の横領、架空と思われる発注等によるものであり、その金額は59,094千円であります。

５．長期未収入金に対し121,172千円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において、121,172千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

当連結会計年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	青山 浩	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接 10.4	資金の貸付	資金の貸付（注）２	―	短期貸付金 長期貸付金	3,118 20,946
役員	増田幸太郎	―	―	当社取締役	（被所有）直接 0.2	資金の貸付	資金の貸付（注）２	―	短期貸付金 長期貸付金	122 24,136
重要な子会社の役員	大谷 寛	―	―	㈱保険見直し本舗代表取締役	（被所有）直接 0.9	債務被保証	㈱保険見直し本舗の借入に対する債務保証（注）３	36,292	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．資金の貸付については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

３．保証料の支払は行っておりません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）		当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）	
１株当たり純資産額	163円23銭	１株当たり純資産額	204円04銭
１株当たり当期純利益	0円32銭	１株当たり当期純利益	47円91銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	0円30銭	潜在株式調整後１株当たり当期純利益	44円38銭

（注）１．当社は、平成23年10月１日付で株式１株につき300株の株式分割を、平成24年６月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号 平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号 平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号 平成22年６月30日）を適用しております。

この適用により、当連結会計年度に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定しております。

また、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前連結会計年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

１株当たり純資産額　97,938円52銭
１株当たり当期純利益金額　189円72銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　179円53銭

２．１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当連結会計年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
当期純利益（千円）	6,411	947,273
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	6,411	947,273
普通株式の期中平均株式数（株）	20,276,122	19,770,107
潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳（株） （新株予約権）	(1,368,611)	(1,574,668)
普通株式増加数（株）	1,368,611	1,574,668
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権等の概要は「第４提出会社の状況、１株式等の状況、（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権等の概要は「第４提出会社の状況、１株式等の状況、（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

（第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行及び株式の取得について）

当社は、ＳＢＩホールディングス株式会社と平成24年10月２日に締結した資本・業務提携契約に基づき、平成24年10月31日開催の取締役会において、第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）額面総額1,500百万円の発行を決議し、平成24年11月19日に本新株予約権付社債を発行するとともに、同日に同社が保有しているＳＢＩ損害保険株式会社の株式の一部を総額1,620百万円にて同社から取得いたしました。

本新株予約権付社債の概要は次の通りです。

第１ 募集要項

(1) 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

銘柄	**株式会社ウェブクルー第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）**
記名・無記名の別	**本新株予約権付社債については、無記名式とし、本新株予約権付社債を発行しないものとする。**
券面総額又は振替社債の総額	**金1,500,000,000円**
各社債の金額	**金100,000,000円の１種**
発行価額の総額	**金1,500,000,000円**
発行価格	**額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。**
利率	**年率0.7%**
利払日	**毎年４月30日及び10月31日**
利息支払の方法	**１ 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は発行日の翌日から償還期日までこれを付す。 (2) 本社債の利息は、平成25年４月末日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後６ヶ月毎に各々その期間分を支払う。ただし、第１回および１年に満たない期間の本社債の利息は年365日の日割りをもってこれを計算する。 (3) 本社債の利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 利息を支払うときは、各本社債の額面金額に年利率を掛け、その積に当該利息期間の実日数を分子とし、365を分母とする分数を乗じて算出された金額から小数点第１位を四捨五入したものを支払う。 (5) 償還期日後は利息を付さない。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当社は、当該元本について償還期日の翌日（当日を含む。）から、現実の支払いがなされ償還が完了した日（当日を含む。）までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を支払う。かかる遅延損害金は社債権者の請求があり次第支払われるものとする。 (6) 第１回目の利息支払期日前に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については利息を付さない。 (7) 第１回目の利息支払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利息支払期日後は利息を付さない。 (8) 本社債の利息の支払場所は、「申込取扱場所」記載のとおりとする。**
償還期限	**平成28年10月31日（月）**
償還の方法	**１ 償還金額 額面100円につき金100円 ２ 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成28年10月31日（以下「満期償還日」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第(2)号および第(3)号に定めるところによる。なお、償還日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。**

	(2) 当社は、平成24年11月19日（当日を含む。）から平成28年10月30日までの間のいずれかの日（以下「任意償還期日」という。）に、当該時点で残存する本社債の全部または一部を、各社債の額面100円につき金110円の割合で、任意償還期日（当日を含む。）の経過利息とともに繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権を同時に無償にて消却するものとする。また、当社は当該時点で残存する本社債の一部を償還する場合には、当社は、任意償還期日の30日前までに、本社債権者に対し、繰上償還を行う旨、任意償還期日、および繰上償還の対象となる本社債を通知するものとする。 (3) 本社債の償還金の支払場所は、「申込取扱場所」記載のとおりとする。
募集の方法	第三者割当の方法により、全額をＳＢＩホールディングス株式会社に割り当てる。
申込証拠金	該当事項なし。
申込期日	平成24年11月16日（金）
申込取扱場所	株式会社ウェブクルー 経営管理ディビジョン
払込期日	平成24年11月19日（月） 本新株予約権を割り当てる日は平成24年11月19日とする。ただし、本社債の金額が払込期日に払込まれたことが条件とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内または国外で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約 （その他の条項）	当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。 なお、当社は、本社債について期限の利益を喪失したときは（法令に公告等の別段の定めがある場合はそれら法定方法に加えて）本社債権者にその旨を直ちに通知するものとする。 (1) 当社が、いずれかの本社債について、「財務上の特約（担保提供制限）」、「利息支払の方法」または「償還の方法第２項償還の方法及び期限第(2)号」の規定に違背し、７日以内にその履行をすることができないとき。 (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。 (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行ができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が１億円を超えない場合は、この限りではない。 (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てをし、または取締役会において解散（新設もしくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社もしくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。 (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定、もしくは会社更生手続開始もしくは特別清算開始の命令を受けたとき。 (6) 当社の解散を当社の株主総会が決議した場合。 (7) その他の当社が破産、債務超過または一般的な債務履行不能状態に陥ったことを宣言する手続きの申立てがあった場合。
取得格付	取得していない。

（注）１．社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
２．本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、自己に帰すべからざる事由その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。
３．社債権者集会に関する事項
(1) 本社債及び本社債と同一の種類の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、一つの集会として開催される。
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日より少なくとも３週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
(3) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
(4) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の１以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。

・新株予約権付社債に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 （完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。100株を１単元とする単元株制度を採用している。）
株新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の行使請求（「新株予約権の行使期間」に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行し、またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。 ただし、行使により生じる１株未満の端数は会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じる１円未満の端数はこれを切り捨てる。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、会社法第192条の定めによる単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。 なお、「転換価額」とは、１株につき710円とするか、これが調整される場合は、かかる調整後の金額を指す。
新株予約権の行使時の払込金額	１ 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。 ２ 転換価額は、１株につき710円とする。 ３ 転換価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \dfrac{\text{発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数}+\text{交付普通株式数}}$

	「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるため基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。 (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引き換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。） 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、または、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 ② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当をする場合 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、または当社普通株式の無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当について、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引き換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。） 調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

	④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引き換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(2)号②または⑤による転換価額の調整が行われる場合には、(ⅰ)上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ⅱ)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。 ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合 （ⅰ）当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(2)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。 （ⅱ）当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③または上記(ⅰ)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、ある月に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額のうち最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。 ⑥ 本項第(2)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価値を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦ 本項第(2)号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他の当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) ① 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日（ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式数を加えたものとする。（当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）

④ 本項第(2)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、その他会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 転換価額の調整をすべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用する時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,500,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(1) 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式１株の発行価格 本新株予約権１個の行使に際して出資をなすべき１株あたりの金額（以下「転換価額」という。）は、当初710円とする。ただし、新株予約権の行使時の払込金額に定めるところに従い転換価額を調整することがある。
	(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年11月19日から平成28年10月30日までの間、いつでも本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、(ⅰ)当社の選択による本社債の繰上げ償還の場合は、償還日の３営業日前の日まで、また(ⅱ)期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失の時までとする。 上記のいずれの場合も、平成28年10月30日より後に本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	１ 行使請求受付場所 株式会社ウェブクルー 経営管理ディビジョン ２ 行使請求取次場所 該当事項なし。 ３ 払込取扱場所 該当事項なし。
新株予約権の行使の条件	(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 (2) 各新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。なお、本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第２項本文および第３項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）１．本社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は１個とし、合計15個の本新株予約権を発行する。

２．本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第１項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

３．本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第１項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

４．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、当該本新株予約権者が指定する、口座管理機関における振替口座簿の顧客口への記録を行うことにより株式を交付する。

５．本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権にかかる本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得る経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換に金銭の払込を要しないこととした。

(2) 新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託

該当事項はありません。

(3) 新規発行による手取金の使途

① 新規発行による手取金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,500,000,000	3,000,000	1,497,000,000

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２．発行諸費用の内訳は、主に登記費用、弁護士費用、新株予約権評価費用等です。

② 手取金の使途

当社は、ＳＢＩホールディングス株式会社と平成24年10月２日に締結した資本・業務提携契約に基づき、同社が保有しているＳＢＩ損害保険株式会社の株式の一部540,000株（平成24年９月末日現在、ＳＢＩ損害保険株式会社の発行済株式総数に対する割合：19.85%）を、取得価額１株3,000円、総額1,620百万円にて同社から取得いたしました。上記差引手取概算額1,497百万円については、平成24年11月19日に全額当該株式購入資金に充当いたしました。

第２ 売出要項

該当事項はありません。

・募集又は売出しに関する特別記載事項

該当事項はありません。

第３ 第三者割当の場合の特記事項

(1) 割当先の状況

ａ．割当先の概要	
名称	**ＳＢＩホールディングス株式会社**
本店所在地	**東京都港区六本木一丁目６番１号**
代表者の役職及び氏名	**代表取締役 執行役員社長　北尾 吉孝**
事業の内容	**株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等**
届出書の提出日において既に提出されている当該割当先の直近の有価証券報告書等の提出日	**（有価証券報告書） 事業年度第14期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日） 平成24年６月28日 関東財務局長に提出 （四半期報告書） 事業年度第15期第１四半期 （自平成24年４月１日 至平成24年６月30日） 平成24年８月14日 関東財務局長に提出**
資本金	**81,665百万円**
大株主及び持株比率	**シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー　2,081,057株　9.26% シービーニューヨークオービスファンズ　2,059,542株　9.17%**
ｂ．提出者と割当先との間の関係	
出資関係	**該当事項はありません。**
人事関係	**該当事項はありません。**
資金関係	**該当事項はありません。**
技術又は取引関係	**該当事項はありません。**

※ 当社は、ＳＢＩホールディングス株式会社と平成24年10月２日に資本・業務提携契約を締結しております。

ｃ．割当先の選定理由

当社は、サービスや保険を中心とした各種金融商品等について中立的な立場から最適な商品・サービスを簡単に比較・選択できるポータルサイト「ズバット」をはじめとする比較サイトを運営しており、サイトの利用者数は、累計830万人を超えております。また子会社の株式会社保険見直し本舗において、50社以上の保険会社の商品から消費者にとって最良の選択を提供する保険の見直し相談を行う店舗を全国で156店舗（平成24年９月30日現在）運営しており、ウェブ事業の水平展開とリアル事業の垂直展開という二つのベクトルで事業を拡大しております。

一方、ＳＢＩホールディングス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長 北尾吉孝）は、傘下に株式会社ＳＢＩ証券、住信ＳＢＩネット銀行株式会社、ＳＢＩ損害保険株式会社などのインターネット金融サービス事業会社を有するほか、自動車保険比較サイト「インズウェブ」やローン比較サイト「イー・ローン」等のマーケットプレイス事業も運営しており、グループ内の事業・サービス間におけるシナジーを徹底追求することで1,350万件を超える顧客基盤（平成24年６月末現在）を有する企業グループを形成しております。

当社とＳＢＩグループは、これまでも当社が運営する比較サイト事業で協業してきた実績があり、互いの事業を理解し実績に基づいた信頼関係を構築してきておりますが、お互いの更なる事業の発展を目的に、平成24年10月２日に資本・業務提携契約を締結いたしました。

業務提携の内容について、具体的な施策は今後、両社で協議し決定してまいりますが、以下につきましては協業することで合意しております。

① ＳＢＩホールディングス株式会社が運営する比較サイト「イー・ローン」「インズウェブ」等と、当社が運営する比較サイト「ズバット住宅ローン」「ズバット自動車保険」「保険スクエアBang！」等のマーケットプレイス事業における連携強化

② 両社の顧客基盤を活用した商材のクロスセルの推進

このたびの提携により、ＳＢＩグループが培ってきたインターネット金融ビジネスの経験と当社グループのインターネットマーケティングノウハウを融合させることで、両社のユーザー、お取引先に今まで以上に安価でよいサービスを提供することが可能となり、両社ともに競合に対するマーケットにおける絶対的な優位性を確立出来ると考えております。

一方、資本提携の内容については、当社は、ＳＢＩホールディングス株式会社と締結した資本・業務提携契約に基づき、ＳＢＩホールディングス株式会社が保有しているＳＢＩ損害保険株式会社の株式の一部540,000株（平成24年９月末日現在、ＳＢＩ損害保険株式会社の発行済株式総数に対する割合：19.85%）を、取得価額１株3,000円、総額1,620百万円にて同社から取得する予定であり、ＳＢＩホールディングス株式会社は、当社と協議を重ねて契約を締結することにより、1,620百万円を上限とし、かつ発行済株式総数の10%を超えない範囲で当社の株式を市場取得、第三者割当、転換社債その他の方法にて取得する予定でした。

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を選択した理由につきましては、当社は、当社の資本政策、希薄化、及び今回の資本提携の枠組みを鑑みまして、転換社債型新株予約権付社債の発行の手法が最良の手段であると考えておりました。一方、ＳＢＩホールディングス株式会社からは、当社の現在の事業の状況ならびに今回の業務提携により期待される効果等を考慮し、当社の今後の成長が期待できることから、当社の株式の売買出来高を鑑みて第三者割当が最善であると伺っておりましたが、当社と協議の上、当社の急な株式の希薄化を避けることで既存株主利益も合わせて考慮いただき、本新株予約権付社債の発行という結論に達した次第であります。

両グループの信頼関係をより強固なものとし、お互いの更なる事業拡大のための投資に資するものであるため、ＳＢＩホールディングス株式会社を割当先として本新株予約権付社債の発行をするものであります。

ｄ．割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、交付株式数は、行使請求する本新株予約権に係る払込金額の総額を行使価額で除して得られる最大整数としております。なお、本新株予約権付社債の１株あたりの当初行使価額は710円です。

ｅ．株券等の保有方針

割当先は、本新株予約権付社債の取得後、これに付された本新株予約権を行使して株式を取得する意向であると伺っておりますが、仮に本新株予約権が全て行使された場合には、割当先による保有株式の当社発行済株式総数対比の持株比率は9.6%（小数点以下第２位を四捨五入）になります。

なお、割当先は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果として交付を受ける当社株式については、当面の間、継続保有する方針であると伺っております。

ｆ．払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権付社債の払込みについては、割当先の自己資金をもって払込みを行うとの説明を受けています。この点、当社は、割当先より平成24年９月末日時点の預金残高証明書の写しを受領し、割当先が保有する預金残高が、本新株予約権付社債の発行に係る払込みに必要な金額を上回っていることを確認しており、割当先による本新株予約権付社債の払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

ｇ．割当先の実態

当社は、割当先であるＳＢＩホールディングス株式会社について、同社が東京証券取引所の市場第１部、大阪証券取引所の市場第１部、及び香港証券取引所のメインボードに上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」（最終更新日：2012年６月28日）において、同社による反社会的勢力との関係遮断を強化するための組織的な対応が謳われていることを確認しており、同社およびそのグループ会社並びに役員および従業員が反社会的勢力とは一切関係が無いものと判断しております。

(2) 株券等の譲渡制限

割当先であるＳＢＩホールディングス株式会社が、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には当社取締役会決議による事前の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当先が本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げるものではありません。

(3) 発行条件に関する事項

① 発行価格の算定根拠

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関による本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の評価報告書（以下「本新株予約権付社債評価報告書」という。）を取得しております。一定の前提（新株予約権の条件、当社株式の株価及びボラティリティ、クレジットスプレッド等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるブラックショールズモデルを用いて本新株予約権付社債の新株予約権部分の公正価値を算定しております。また、本新株予約権付社債の社債部分につきましては、元本及び利払をＤＣＦ法で評価算定しております。

当社は、当社から独立した第三者評価機関による本新株予約権付社債評価報告書における評価結果も勘案し、今回採用した各種条件を含め、(a)本新株予約権付社債に付された本新株予約権の理論的な公正価値と、(b)本新株予約権付社債の社債部分を評価した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、当社が得ることのできる経済的価値は概ね見合っており、本新株予約権の払込金額を無償とすることが合理的であると判断いたしました。

また、かかる議論を踏まえ、当社監査役全員から、上記発行条件は、算定根拠を含めて、本新株予約権付社債評価報告書も総合的に判断して、割当先に特に有利でない旨の意見を得ております。

② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の１株あたりの当初行使価額は710円であり、当該当初行使価額に基づき計算した場合、当社普通株式の発行済株式総数19,812,800株及び総議決権数198,120個に対する潜在株式数2,112,675株及び潜在議決権数21,126個の希薄化率は、それぞれ10.7%、10.7%（小数点以下第２位を四捨五入）となります。しかし、今回の本新株予約権付社債の発行は、当社がさらなる成長を遂げるために必要とされる資金の調達を図ることを目的としており、本資金調達による希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(4) 大規模な第三者割当に関する事項

該当事項はありません。

(5) 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
渡邊 久憲	東京都港区	4,979,000	25.13%	4,979,000	22.71%
ＳＢＩホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	－	－	2,112,675	9.64%
青山 浩	東京都渋谷区	2,070,800	10.45%	2,070,800	9.44%
渡邊 通世	東京都目黒区	960,200	4.85%	960,200	4.38%
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町７番２号	648,400	3.27%	648,400	2.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番３号	623,900	3.15%	623,900	2.85%
阿久津 裕	東京都千代田区	590,000	2.98%	590,000	2.69%
原田 達	東京都港区	462,000	2.33%	462,000	2.11%
大野 真一	東京都板橋区	400,000	2.02%	400,000	1.82%
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	285,900	1.44%	285,900	1.30%
計	－	11,020,200	55.62%	13,132,875	59.90%

（注）１．所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年９月末日現在の株主名簿及び平成24年10月30日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。
２．割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年９月末日現在の株主名簿をもとに、平成24年10月30日までに当社が把握した株式の異動状況及び今回の第三者割当増資で増加予定の株式数を加算し、作成しております。

(6) 大規模な第三者割当の必要性
該当事項はありません。

(7) 株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。

(8) その他参考になる事項
該当事項はありません。

第４ その他の記載事項
該当事項はありません。

また、株式の取得の概要は次の通りです。
(1) 株式取得の目的
当社とＳＢＩホールディングス株式会社がそれぞれ運営する保険、自動車、住宅ローン等に関する比較サイト等のウェブサイト群の集客スキームの連携やサービス連携等を通じて、各当事者の成長、発展及び顧客の利便性向上を図るため。

(2) 株式取得の相手先の名称
ＳＢＩホールディングス株式会社

(3) 株式取得する会社の概要
① 名称　　ＳＢＩ損害保険株式会社
② 所在地　　東京都港区六本木一丁目６番１号（平成24年11月19日現在）
③ 代表者の役職・氏名　代表取締役社長 城戸 博雅（平成24年11月19日現在）
④ 事業内容　　損害保険業
⑤ 規模（売上高）　元受正味保険料 14,288百万円（平成24年３月期）
⑥ 資本金　　13,050百万円（平成24年11月19日現在）
⑦ 従業員数　　409名（平成24年３月期）

(4) 株式取得の時期　平成24年11月19日

(5) 取得する株式の数、取得価額および取得後の持分比率（平成24年11月19日現在）
① 取得株式数　　540,000株
② 取得価額　　１株当たり3,000円
③ 取得後の持分比率　19.85%

(6) 支払資金の調達方法
ＳＢＩホールディングスによる転換社債の引受　1,500百万円
自己資金　　120百万円

（資本金の額の減少について）

当社は、平成24年11月９日開催の取締役会において、第13期定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策及びその他将来における株主への配当に備えるため、会社法第447条第１項の規定に基づき資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

平成24年９月30日現在の資本金の額2,200,225,504円のうち、700,225,504円減少して、1,500,000,000円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金のみを減少いたします。減少した全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の日程

① 取締役会決議日　　平成24年11月９日
② 株主総会決議日　　平成24年12月21日
③ 債権者異議申述最終期日　　平成24年12月27日（予定）
④ 効力発生日　　平成24年12月28日（予定）

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	利率（%）	担保	償還期限
㈱ウェブクルー	第１回無担保社債	平成23年９月27日	330,000 (66,000)	264,000 (66,000)	0.43	あり	平成28年９月27日
㈱保険見直し本舗	第１回信用保証協会保証付私募債	平成22年９月27日	80,000 (20,000)	60,000 (20,000)	0.74	なし	平成27年９月25日
㈱保険見直し本舗	第２回信用保証協会保証付私募債	平成23年６月27日	100,000 (20,000)	80,000 (20,000)	0.83	なし	平成28年６月27日
合計	－	－	510,000 (106,000)	404,000 (106,000)	－	－	－

（注）１．「当期末残高」欄の（内書）は、１年以内の償還予定額であります。

２．連結決算日後５年間の償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
106,000	106,000	106,000	86,000	－

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	276,668	148,000	1.13	－
１年以内に返済予定の長期借入金	433,171	568,929	1.79	－
１年以内に返済予定のリース債務	16,453	21,306	1.68	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	643,968	1,059,136	1.62	平成25年～29年
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	44,104	44,392	1.59	平成25年～29年
計	1,414,365	1,841,764	－	－

（注）１．平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	438,748	351,754	185,524	82,578
リース債務	19,333	14,780	7,816	2,462

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）
不動産賃貸契約に基づく原状回復義務	112,942	24,217	12,325	124,835
合計	112,942	24,217	12,325	124,835

（２）【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

（累計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当連結会計年度
売上高（千円）	3,507,430	7,932,600	12,226,853	16,327,000
税金等調整前四半期（当期）純利益金額（千円）	306,691	1,108,584	1,594,919	1,834,151
四半期（当期）純利益金額（千円）	147,774	633,461	857,702	947,273
１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	7.50	32.11	43.41	47.91

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益金額（円）	7.50	24.58	11.32	4.52

（注）１．当社は、平成23年10月１日付で株式１株につき300株の株式分割を、平成24年６月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期（当期）純利益金額及び１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年９月30日)	当事業年度 (平成24年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	218,839	366,161
売掛金	※1 357,394	※1 356,843
貯蔵品	4,921	6,638
前払費用	26,758	43,713
関係会社短期貸付金	1,655,816	1,455,060
未収収益	※1 56,846	※1 87,194
その他	※1 134,684	※1 260,100
貸倒引当金	△120,753	△151,917
流動資産合計	2,334,508	2,423,794
固定資産		
有形固定資産		
建物	49,535	84,598
減価償却累計額	△15,056	△23,821
建物（純額）	34,478	60,776
工具、器具及び備品	92,865	92,701
減価償却累計額	△77,610	△75,070
工具、器具及び備品（純額）	15,255	17,631
リース資産	76,547	100,450
減価償却累計額	△33,115	△57,745
リース資産（純額）	43,432	42,704
有形固定資産合計	93,165	121,112
無形固定資産		
商標権	1,482	1,601
ソフトウエア	193,908	127,793
その他	254	35,854
無形固定資産合計	195,645	165,249
投資その他の資産		
投資有価証券	37,136	574,822
関係会社株式	※2 1,216,023	※2 1,505,600
出資金	6,510	6,510
長期貸付金	―	5,886
関係会社長期貸付金	200,000	―
破産更生債権等	665	665
敷金及び保証金	108,217	129,157
その他	3,691	21,225
貸倒引当金	△4,357	△7,311
投資その他の資産合計	1,567,886	2,236,557
固定資産合計	1,856,697	2,522,919
資産合計	4,191,206	4,946,714

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年９月30日)	当事業年度 (平成24年９月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	―	65
短期借入金	―	50,000
関係会社短期借入金	262,676	38,284
1年内返済予定の長期借入金	※2 240,297	※2 279,334
1年内返済予定の関係会社長期借入金	―	10,680
1年内償還予定の社債	※2 66,000	※2 66,000
リース債務	15,622	20,474
未払金	※1 396,545	※1 423,545
未払費用	3,982	4,882
未払法人税等	32,030	3,876
前受金	16,266	20,493
預り金	9,820	12,223
その他	20,173	12,069
流動負債合計	1,063,414	941,929
固定負債		
社債	※2 264,000	※2 198,000
長期借入金	※2 171,734	※2 519,963
関係会社長期借入金	―	33,673
リース債務	42,926	44,046
繰延税金負債	―	4,797
退職給付引当金	11,263	15,284
役員退職慰労引当金	2,380	―
その他	6,908	7,751
固定負債合計	499,212	823,515
負債合計	1,562,626	1,765,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,162,065	2,200,225
資本剰余金		
資本準備金	26,409	46,803
その他資本剰余金	4,193,309	822,803
資本剰余金合計	4,219,718	869,606
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△714,550	△10,797
利益剰余金合計	△714,550	△10,797
自己株式	△3,140,060	△56
株主資本合計	2,527,173	3,058,978
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	―	8,663
評価・換算差額等合計	―	8,663
新株予約権	101,405	113,627
純資産合計	2,628,579	3,181,269
負債純資産合計	4,191,206	4,946,714

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日)
売上高	2,922,019	3,717,462
売上原価	317,234	357,699
売上総利益	2,604,785	3,359,762
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,525,676	※1, ※2 3,408,852
営業利益又は営業損失（△）	79,109	△49,089
営業外収益		
受取利息	※2 67,400	※2 69,954
受取配当金	※2 91,200	※2 799,749
投資有価証券売却益	19,050	―
投資事業組合運用益	―	8,479
その他	30,029	16,912
営業外収益合計	207,679	895,096
営業外費用		
支払利息	※2 12,459	※2 26,651
投資事業組合運用損	3,592	―
投資有価証券売却損	13,624	―
その他	1,075	1,106
営業外費用合計	30,751	27,757
経常利益	256,037	818,249
特別利益		
関係会社株式売却益	221	4,199
特別利益合計	221	4,199
特別損失		
減損損失	―	※5 6,555
固定資産除却損	―	※4 7,045
関係会社株式評価損	841,999	9,000
貸倒引当金繰入額	※2 37,000	※2 30,831
貸倒損失	―	※2 17,102
その他	※3 6,582	―
特別損失合計	885,582	70,534
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△629,323	751,913
法人税、住民税及び事業税	112,243	48,161
法人税等合計	112,243	48,161
当期純利益又は当期純損失（△）	△741,567	703,752

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日） 金額（千円）	構成比 （%）	当事業年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日） 金額（千円）	構成比 （%）
Ⅰ 労務費		128,903	40.6	152,983	42.8
Ⅱ 経費					
１ 外注費		480		2,209	
２ 減価償却費		101,229		98,040	
３ 通信費		23,742		27,508	
４ その他		62,879		76,957	
経費計		188,330	59.4	204,715	57.2
合計		317,234	100.0	357,699	100.0

（注） システムの構築及び維持更新に係る直接労務費及び直接経費を売上原価として計上しております。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,162,065	2,162,065
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	－	38,160
当期変動額合計	－	38,160
当期末残高	2,162,065	2,200,225
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	16,102	26,409
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	－	630
資本準備金の積立	10,306	19,763
当期変動額合計	10,306	20,393
当期末残高	26,409	46,803
その他資本剰余金		
当期首残高	4,306,682	4,193,309
当期変動額		
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△103,066	△197,635
資本準備金の積立	△10,306	△19,763
自己株式の消却	－	△3,153,106
当期変動額合計	△113,373	△3,370,505
当期末残高	4,193,309	822,803
資本剰余金合計		
当期首残高	4,322,785	4,219,718
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	－	630
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△103,066	△197,635
自己株式の消却	－	△3,153,106
当期変動額合計	△103,066	△3,350,111
当期末残高	4,219,718	869,606
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△15,831	△714,550
修正再表示による累積的影響額	42,848	－
遡及処理後当期首残高	27,017	△714,550
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	△741,567	703,752
当期変動額合計	△741,567	703,752
当期末残高	△714,550	△10,797
利益剰余金合計		
当期首残高	△15,831	△714,550
修正再表示による累積的影響額	42,848	－
遡及処理後当期首残高	27,017	△714,550
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	△741,567	703,752
当期変動額合計	△741,567	703,752
当期末残高	△714,550	△10,797

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日)
自己株式		
当期首残高	△2,941,347	△3,140,060
当期変動額		
自己株式の取得	△198,713	△13,103
自己株式の消却	－	3,153,106
当期変動額合計	△198,713	3,140,003
当期末残高	△3,140,060	△56
株主資本合計		
当期首残高	3,527,672	2,527,173
修正再表示による累積的影響額	42,848	－
遡及処理後当期首残高	3,570,520	2,527,173
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	－	38,790
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△103,066	△197,635
当期純利益又は当期純損失（△）	△741,567	703,752
自己株式の取得	△198,713	△13,103
当期変動額合計	△1,043,347	531,804
当期末残高	2,527,173	3,058,978
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	－	－
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	8,663
当期変動額合計	－	8,663
当期末残高	－	8,663
評価・換算差額等合計		
当期首残高	－	－
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	8,663
当期変動額合計	－	8,663
当期末残高	－	8,663
新株予約権		
当期首残高	77,462	101,405
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23,942	12,222
当期変動額合計	23,942	12,222
当期末残高	101,405	113,627
純資産合計		
当期首残高	3,605,134	2,628,579
修正再表示による累積的影響額	42,848	－
遡及処理後当期首残高	3,647,983	2,628,579
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	－	38,790
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△103,066	△197,635
当期純利益又は当期純損失（△）	△741,567	703,752
自己株式の取得	△198,713	△13,103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23,942	20,885
当期変動額合計	△1,019,404	552,690
当期末残高	2,628,579	3,181,269

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告書に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法で、償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年９月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直接為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務(退職給付にかかわる期末自己都合要支給額)の見込額に基づいて計上しております。

６ 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部における繰延ヘッジ損益として繰り延べております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップ取引・・・借入金の変動金利及び固定金利

③ ヘッジ方針

金利関連について、金利の市場変動リスクを抑えるために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

７ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更】

（１株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当事業年度より「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号 平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号 平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号 平成22年６月30日）を適用しております。

当事業年度において株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純損益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定しております。

また、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「１株当たり情報」に記載しております。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【修正再表示】

当事業年度に行われた税務調査の結果、過去の事業年度に係る法人税等の還付金が42,848千円発生しました。当事業年度において、この誤謬を訂正するために修正再表示しております。

これにより、前事業年度の期首の純資産につき、利益剰余金が42,848千円増加しております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

※１ 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他次のものがあります。

	前事業年度 （平成23年９月30日）	当事業年度 （平成24年９月30日）
売掛金	38,312千円	39,998千円
未収収益（未収利息）	66,347	87,194
立替金	55,073	64,659
未払金	146,439	127,650

※２ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 （平成23年９月30日）	当事業年度 （平成24年９月30日）
関係会社株式	131,346千円	434,302千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 （平成23年９月30日）	当事業年度 （平成24年９月30日）
１年内返済予定の長期借入金	75,000千円	142,492千円
長期借入金	62,500	273,346
１年内償還予定の社債	66,000	66,000
社債	264,000	198,000

３ 偶発債務

債務保証

次の関係会社について金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

前事業年度（平成23年９月30日）

保証先	金額 （千円）	内容
株式会社保険見直し本舗	535,306	借入債務
株式会社小肥羊ジャパン	68,690	借入債務
計	603,996	－

関係会社数社の事務所等賃貸契約について保証を行っております。

当事業年度（平成24年９月30日）

保証先	金額 （千円）	内容
株式会社保険見直し本舗	380,178	借入債務
株式会社小肥羊ジャパン	257,478	借入債務
株式会社ウェブクルーエージェンシー	45,540	借入債務
株式会社アガスタ	100,000	借入債務
計	783,196	－

関係会社数社の事務所等賃貸契約について保証を行っております。

（損益計算書関係）

※１ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度58.1%、当事業年度61.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当事業年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
役員報酬	95,382千円	86,692千円
給料手当	308,427	450,808
退職給付費用	4,642	3,926
広告宣伝費	1,466,137	2,100,336
支払手数料	118,096	114,535
減価償却費	19,874	23,795
貸倒引当金繰入額	299	3,462
役員退職慰労引当金繰入額	714	120

※２ 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当事業年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
広告宣伝費	1,402,125千円	1,495,938千円
受取利息	73,092	60,836
受取配当金	91,200	799,749
支払利息	2,907	11,899
貸倒引当金繰入額	37,000	30,831
貸倒損失	－	17,102

※３ 前事業年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

特別損失のその他に含まれております主なものは出資金評価損6,500千円であります。

※４ 当事業年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

特別損失の固定資産除却損の内訳は、建物813千円、工具、器具及び備品259千円、ソフトウエア5,972千円であります。

※５ 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

場所	用途	種類
本社（東京都渋谷区）	ウェブサイト	ソフトウエア及び商標権

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、本社にあるウェブサイトの一部については収益性が悪化しているため、減損損失（6,555千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、ソフトウエア6,247千円、商標権308千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定し、備忘価額まで減損を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	23,207	1,782	－	24,989

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加1,782株は、取締役会決議に基づく取得によるものであります。

当事業年度（自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	14,993,400	42,512	15,035,800	112

（注）１．平成23年10月１日および平成24年６月１日に株式分割を行いましたが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、当事業年度期首の株式数を算定しております。

２．普通株式の自己株式の株式数の増加42,512株は、取締役会決議に基づく取得42,400株、単元未満株式の買取り112株であります。

３．普通株式の自己株式の株式数の減少15,035,800株は、自己株式の消却によるものであります。

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

「建物付属設備」及び「工具、器具及び備品」であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年９月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	前事業年度（平成23年９月30日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	17,335	15,476	1,858
合計	17,335	15,476	1,858

（単位：千円）

	当事業年度（平成24年９月30日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	12,630	12,136	494
合計	12,630	12,136	494

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年９月30日）	当事業年度 （平成24年９月30日）
未経過リース料期末残高相当額		
１年内	3,072	1,323
１年超	1,323	－
合計	4,395	1,323

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当事業年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
支払リース料	4,068	2,664
減価償却費相当額	2,413	1,189
支払利息相当額	142	57

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,505,600千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,120,951千円、関連会社株式95,071千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成23年９月30日）	当事業年度 （平成24年９月30日）
繰延税金資産		
貸倒引当金超過額	53,381千円	56,243千円
未払事業税	2,402	6,953
投資有価証券	5,150	3,123
減価償却超過額	10,565	14,754
株式報酬費用	41,261	40,496
投資有価証券評価損	4,784	4,190
関係会社株式評価損	657,859	574,674
子会社株式	72,656	78,285
その他	13,226	13,935
繰延税金資産小計	861,289	792,658
評価性引当額	△861,289	△792,658
繰延税金資産合計	－	－
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	－	△4,797
繰延税金負債合計	－	△4,797
繰延税金負債の純額	－	△4,797

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 （平成23年９月30日）	当連結会計年度 （平成24年９月30日）
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	40.6%
（調整）		
評価性引当額の増減額		5.6
交際費等の永久差異		2.2
住民税均等割		0.6
受取配当金		△42.9
その他		0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率		6.4

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から平成24年10月１日に開始する事業年度から平成26年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。また、欠損金の繰越控除制度が平成24年10月１日に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることになりました。

これらの税率の変更及び欠損金の繰越控除制度の変更による影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

当社は、不動産賃貸借契約に基づく本社オフィス等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、本社オフィス等については当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、また移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務の計上は行っておりません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成22年10月１日 至　平成23年９月30日）		当事業年度 （自　平成23年10月１日 至　平成24年９月30日）	
１株当たり純資産額	128円17銭	１株当たり純資産額	154円83銭
１株当たり当期純損失	36円57銭	１株当たり当期純利益	35円60銭
		潜在株式調整後１株当たり当期純利益	32円97銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。			

（注）１．当社は、平成23年10月１日付で株式１株につき300株の株式分割を、平成24年６月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号 平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号 平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号 平成22年６月30日）を適用しております。

この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定しております。

また、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

（修正再表示）

当事業年度に行われた税務調査の結果、過去の事業年度に係る法人税等の還付金が42,848千円発生しました。当事業年度において、この誤謬を訂正するために修正再表示しております。

これにより、当事業年度の期首の純資産につき、利益剰余金が42,848千円増加しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前事業年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純損失金額は、以下のとおりであります。

１株当たり純資産額　　75,598円73銭
１株当たり当期純損失金額　　21,943円75銭

２．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）	当事業年度 （自 平成23年10月１日 至 平成24年９月30日）
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△741,567	703,752
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△741,567	703,752
普通株式の期中平均株式数（株）	20,276,122	19,770,107
潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳（株） （新株引受権） （新株予約権）	 (－) (－)	 (－) (1,574,668)
普通株式増加数（株）	－	1,574,668
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権等の概要は「第４提出会社の状況、１株式等の状況、（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権等の概要は「第４提出会社の状況、１株式等の状況、（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

（第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行及び株式の取得について）

当社は、ＳＢＩホールディングス株式会社と平成24年10月２日に締結した資本・業務提携契約に基づき、平成24年10月31日開催の取締役会において、第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）額面総額1,500百万円の発行を決議し、平成24年11月19日に本新株予約権付社債を発行するとともに、同日に同社が保有しているＳＢＩ損害保険株式会社の株式の一部を総額1,620百万円にて同社から取得いたしました。

本新株予約権付社債の概要は次の通りです。

第１ 募集要項

(1) 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

銘柄	**株式会社ウェブクルー第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）**
記名・無記名の別	**本新株予約権付社債については、無記名式とし、本新株予約権付社債を発行しないものとする。**
券面総額又は振替社債の総額	**金1,500,000,000円**
各社債の金額	**金100,000,000円の１種**
発行価額の総額	**金1,500,000,000円**
発行価格	**額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。**
利率	**年率0.7%**
利払日	**毎年４月30日及び10月31日**
利息支払の方法	**１ 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は発行日の翌日から償還期日までこれを付す。 (2) 本社債の利息は、平成25年４月末日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後６ヶ月毎に各々その期間分を支払う。ただし、第１回および１年に満たない期間の本社債の利息は年365日の日割りをもってこれを計算する。 (3) 本社債の利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 利息を支払うときは、各本社債の額面金額に年利率を掛け、その積に当該利息期間の実日数を分子とし、365を分母とする分数を乗じて算出された金額から小数点第１位を四捨五入したものを支払う。 (5) 償還期日後は利息を付さない。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当社は、当該元本について償還期日の翌日（当日を含む。）から、現実の支払いがなされ償還が完了した日（当日を含む。）までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を支払う。かかる遅延損害金は社債権者の請求があり次第支払われるものとする。 (6) 第１回目の利息支払期日前に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については利息を付さない。 (7) 第１回目の利息支払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利息支払期日後は利息を付さない。 (8) 本社債の利息の支払場所は、「申込取扱場所」記載のとおりとする。**
償還期限	**平成28年10月31日（月）**
償還の方法	**１ 償還金額 額面100円につき金100円 ２ 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成28年10月31日（以下「満期償還日」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第(2)号および第(3)号に定めるところによる。なお、償還日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。**

	(2) 当社は、平成24年11月19日（当日を含む。）から平成28年10月30日までの間のいずれかの日（以下「任意償還期日」という。）に、当該時点で残存する本社債の全部または一部を、各社債の額面100円につき金110円の割合で、任意償還期日（当日を含む。）の経過利息とともに繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権を同時に無償にて消却するものとする。また、当社は当該時点で残存する本社債の一部を償還する場合には、当社は、任意償還期日の30日前までに、本社債権者に対し、繰上償還を行う旨、任意償還期日、および繰上償還の対象となる本社債を通知するものとする。 (3) 本社債の償還金の支払場所は、「申込取扱場所」記載のとおりとする。
募集の方法	第三者割当の方法により、全額をＳＢＩホールディングス株式会社に割り当てる。
申込証拠金	該当事項なし。
申込期日	平成24年11月16日（金）
申込取扱場所	株式会社ウェブクルー 経営管理ディビジョン
払込期日	平成24年11月19日（月） 本新株予約権を割り当てる日は平成24年11月19日とする。ただし、本社債の金額が払込期日に払込まれたことが条件とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内または国外で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約 （その他の条項）	当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。 なお、当社は、本社債について期限の利益を喪失したときは（法令に公告等の別段の定めがある場合はそれら法定方法に加えて）本社債権者にその旨を直ちに通知するものとする。 (1) 当社が、いずれかの本社債について、「財務上の特約（担保提供制限）」、「利息支払の方法」または「償還の方法第２項償還の方法及び期限第(2)号」の規定に違背し、７日以内にその履行をすることができないとき。 (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。 (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行ができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が１億円を超えない場合は、この限りではない。 (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てをし、または取締役会において解散（新設もしくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社もしくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。 (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定、もしくは会社更生手続開始もしくは特別清算開始の命令を受けたとき。 (6) 当社の解散を当社の株主総会が決議した場合。 (7) その他の当社が破産、債務超過または一般的な債務履行不能状態に陥ったことを宣言する手続きの申立てがあった場合。
取得格付	取得していない。

（注）１．社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
２．本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、自己に帰すべからざる事由その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。
３．社債権者集会に関する事項
(1) 本社債及び本社債と同一の種類の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、一つの集会として開催される。
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日より少なくとも３週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
(3) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
(4) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の１以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。

・新株予約権付社債に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 （完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。100株を１単元とする単元株制度を採用している。）
株新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の行使請求（「新株予約権の行使期間」に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行し、またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。 ただし、行使により生じる１株未満の端数は会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じる１円未満の端数はこれを切り捨てる。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、会社法第192条の定めによる単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。 なお、「転換価額」とは、１株につき710円とするか、これが調整される場合は、かかる調整後の金額を指す。
新株予約権の行使時の払込金額	１ 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。 ２ 転換価額は、１株につき710円とする。 ３ 転換価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \dfrac{\text{発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数＋交付普通株式数}}$

	「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるため基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。 (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引き換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。） 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、または、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 ② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当をする場合 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、または当社普通株式の無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当について、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引き換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。） 調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

	④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引き換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(2)号②または⑤による転換価額の調整が行われる場合には、(ⅰ)上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ⅱ)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。 ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合 （ⅰ）当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(2)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。 （ⅱ）当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③または上記(ⅰ)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、ある月に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額のうち最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。 ⑥ 本項第(2)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価値を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

	⑦ 本項第(2)号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他の当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。 この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。 $$株式数 = \frac{(調整前転換価額 - 調整後転換価額) \times \begin{array}{c}調整前転換価額により当該期間内に\\交付された株式数\end{array}}{調整後転換価額}$$ この場合に１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 (3) ① 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。 ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日（ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。 ③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式数を加えたものとする。（当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するとみなされることとなる当社普通株式数を含む。） ④ 本項第(2)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。 (4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。 ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、その他会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。 ② その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 ③ 転換価額の調整をすべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用する時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (5) 本項により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,500,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(1) 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式１株の発行価格 本新株予約権１個の行使に際して出資をなすべき１株あたりの金額（以下「転換価額」という。）は、当初710円とする。ただし、新株予約権の行使時の払込金額に定めるところに従い転換価額を調整することがある。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年11月19日から平成28年10月30日までの間、いつでも本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、(ⅰ)当社の選択による本社債の繰上げ償還の場合は、償還日の３営業日前の日まで、また(ⅱ)期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失の時までとする。 上記のいずれの場合も、平成28年10月30日より後に本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	１ 行使請求受付場所 株式会社ウェブクルー 経営管理ディビジョン ２ 行使請求取次場所 該当事項なし。 ３ 払込取扱場所 該当事項なし。
新株予約権の行使の条件	(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 (2) 各新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。なお、本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第２項本文および第３項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）１．本社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は１個とし、合計15個の本新株予約権を発行する。

２．本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第１項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

３．本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第１項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

４．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、当該本新株予約権者が指定する、口座管理機関における振替口座簿の顧客口への記録を行うことにより株式を交付する。

５．本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権にかかる本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得る経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換に金銭の払込を要しないこととした。

(2) 新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託

該当事項はありません。

(3) 新規発行による手取金の使途

① 新規発行による手取金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,500,000,000	3,000,000	1,497,000,000

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２．発行諸費用の内訳は、主に登記費用、弁護士費用、新株予約権評価費用等です。

② 手取金の使途

当社は、ＳＢＩホールディングス株式会社と平成24年10月２日に締結した資本・業務提携契約に基づき、同社が保有しているＳＢＩ損害保険株式会社の株式の一部540,000株（平成24年９月末日現在、ＳＢＩ損害保険株式会社の発行済株式総数に対する割合：19.85%）を、取得価額１株3,000円、総額1,620百万円にて同社から取得いたしました。上記差引手取概算額1,497百万円については、平成24年11月19日に全額当該株式購入資金に充当いたしました。

第２ 売出要項

該当事項はありません。

・募集又は売出しに関する特別記載事項

該当事項はありません。

第３ 第三者割当の場合の特記事項

(1) 割当先の状況

ａ．割当先の概要	
名称	**ＳＢＩホールディングス株式会社**
本店所在地	**東京都港区六本木一丁目６番１号**
代表者の役職及び氏名	**代表取締役 執行役員社長　北尾 吉孝**
事業の内容	**株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等**
届出書の提出日において既に提出されている当該割当先の直近の有価証券報告書等の提出日	**（有価証券報告書） 事業年度第14期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日） 平成24年６月28日 関東財務局長に提出 （四半期報告書） 事業年度第15期第１四半期 （自平成24年４月１日 至平成24年６月30日） 平成24年８月14日 関東財務局長に提出**
資本金	**81,665百万円**
大株主及び持株比率	**シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー　2,081,057株　9.26% シービーニューヨークオービスファンズ　2,059,542株　9.17%**
ｂ．提出者と割当先との間の関係	
出資関係	**該当事項はありません。**
人事関係	**該当事項はありません。**
資金関係	**該当事項はありません。**
技術又は取引関係	**該当事項はありません。**

※ 当社は、ＳＢＩホールディングス株式会社と平成24年10月２日に資本・業務提携契約を締結しております。

ｃ．割当先の選定理由

当社は、サービスや保険を中心とした各種金融商品等について中立的な立場から最適な商品・サービスを簡単に比較・選択できるポータルサイト「ズバット」をはじめとする比較サイトを運営しており、サイトの利用者数は、累計830万人を超えております。また子会社の株式会社保険見直し本舗において、50社以上の保険会社の商品から消費者にとって最良の選択を提供する保険の見直し相談を行う店舗を全国で156店舗（平成24年９月30日現在）運営しており、ウェブ事業の水平展開とリアル事業の垂直展開という二つのベクトルで事業を拡大しております。

一方、ＳＢＩホールディングス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長 北尾吉孝）は、傘下に株式会社ＳＢＩ証券、住信ＳＢＩネット銀行株式会社、ＳＢＩ損害保険株式会社などのインターネット金融サービス事業会社を有するほか、自動車保険比較サイト「インズウェブ」やローン比較サイト「イー・ローン」等のマーケットプレイス事業も運営しており、グループ内の事業・サービス間におけるシナジーを徹底追求することで1,350万件を超える顧客基盤（平成24年６月末現在）を有する企業グループを形成しております。

当社とＳＢＩグループは、これまでも当社が運営する比較サイト事業で協業してきた実績があり、互いの事業を理解し実績に基づいた信頼関係を構築してきておりますが、お互いの更なる事業の発展を目的に、平成24年10月２日に資本・業務提携契約を締結いたしました。

業務提携の内容について、具体的な施策は今後、両社で協議し決定してまいりますが、以下につきましては協業することで合意しております。

① ＳＢＩホールディングス株式会社が運営する比較サイト「イー・ローン」「インズウェブ」等と、当社が運営する比較サイト「ズバット住宅ローン」「ズバット自動車保険」「保険スクエアBang！」等のマーケットプレイス事業における連携強化

② 両社の顧客基盤を活用した商材のクロスセルの推進

このたびの提携により、ＳＢＩグループが培ってきたインターネット金融ビジネスの経験と当社グループのインターネットマーケティングノウハウを融合させることで、両社のユーザー、お取引先に今まで以上に安価でよいサービスを提供することが可能となり、両社ともに競合に対するマーケットにおける絶対的な優位性を確立出来ると考えております。

一方、資本提携の内容については、当社は、ＳＢＩホールディングス株式会社と締結した資本・業務提携契約に基づき、ＳＢＩホールディングス株式会社が保有しているＳＢＩ損害保険株式会社の株式の一部540,000株（平成24年９月末日現在、ＳＢＩ損害保険株式会社の発行済株式総数に対する割合：19.85%）を、取得価額１株3,000円、総額1,620百万円にて同社から取得する予定であり、ＳＢＩホールディングス株式会社は、当社と協議を重ねて契約を締結することにより、1,620百万円を上限とし、かつ発行済株式総数の10%を超えない範囲で当社の株式を市場取得、第三者割当、転換社債その他の方法にて取得する予定でした。

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を選択した理由につきましては、当社は、当社の資本政策、希薄化、及び今回の資本提携の枠組みを鑑みまして、転換社債型新株予約権付社債の発行の手法が最良の手段であると考えておりました。一方、ＳＢＩホールディングス株式会社からは、当社の現在の事業の状況ならびに今回の業務提携により期待される効果等を考慮し、当社の今後の成長が期待できることから、当社の株式の売買出来高を鑑みて第三者割当が最善であると伺っておりましたが、当社と協議の上、当社の急な株式の希薄化を避けることで既存株主利益も合わせて考慮いただき、本新株予約権付社債の発行という結論に達した次第であります。

両グループの信頼関係をより強固なものとし、お互いの更なる事業拡大のための投資に資するものであるため、ＳＢＩホールディングス株式会社を割当先として本新株予約権付社債の発行をするものであります。

ｄ．割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、交付株式数は、行使請求する本新株予約権に係る払込金額の総額を行使価額で除して得られる最大整数としております。なお、本新株予約権付社債の１株あたりの当初行使価額は710円です。

ｅ．株券等の保有方針

割当先は、本新株予約権付社債の取得後、これに付された本新株予約権を行使して株式を取得する意向であると伺っておりますが、仮に本新株予約権が全て行使された場合には、割当先による保有株式の当社発行済株式総数対比の持株比率は9.6%（小数点以下第２位を四捨五入）になります。

なお、割当先は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果として交付を受ける当社株式については、当面の間、継続保有する方針であると伺っております。

ｆ．払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権付社債の払込みについては、割当先の自己資金をもって払込みを行うとの説明を受けています。この点、当社は、割当先より平成24年９月末日時点の預金残高証明書の写しを受領し、割当先が保有する預金残高が、本新株予約権付社債の発行に係る払込みに必要な金額を上回っていることを確認しており、割当先による本新株予約権付社債の払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

ｇ．割当先の実態

当社は、割当先であるＳＢＩホールディングス株式会社について、同社が東京証券取引所の市場第１部、大阪証券取引所の市場第１部、及び香港証券取引所のメインボードに上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」（最終更新日：2012年６月28日）において、同社による反社会的勢力との関係遮断を強化するための組織的な対応が謳われていることを確認しており、同社およびそのグループ会社並びに役員および従業員が反社会的勢力とは一切関係が無いものと判断しております。

(2) 株券等の譲渡制限

割当先であるＳＢＩホールディングス株式会社が、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には当社取締役会決議による事前の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当先が本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げるものではありません。

(3) 発行条件に関する事項

① 発行価格の算定根拠

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関による本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の評価報告書（以下「本新株予約権付社債評価報告書」という。）を取得しております。一定の前提（新株予約権の条件、当社株式の株価及びボラティリティ、クレジットスプレッド等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるブラックショールズモデルを用いて本新株予約権付社債の新株予約権部分の公正価値を算定しております。また、本新株予約権付社債の社債部分につきましては、元本及び利払をＤＣＦ法で評価算定しております。

当社は、当社から独立した第三者評価機関による本新株予約権付社債評価報告書における評価結果も勘案し、今回採用した各種条件を含め、(a)本新株予約権付社債に付された本新株予約権の理論的な公正価値と、(b)本新株予約権付社債の社債部分を評価した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、当社が得ることのできる経済的価値は概ね見合っており、本新株予約権の払込金額を無償とすることが合理的であると判断いたしました。

また、かかる議論を踏まえ、当社監査役全員から、上記発行条件は、算定根拠を含めて、本新株予約権付社債評価報告書も総合的に判断して、割当先に特に有利でない旨の意見を得ております。

② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の１株あたりの当初行使価額は710円であり、当該当初行使価額に基づき計算した場合、当社普通株式の発行済株式総数19,812,800株及び総議決権数198,120個に対する潜在株式数2,112,675株及び潜在議決権数21,126個の希薄化率は、それぞれ10.7%、10.7%（小数点以下第２位を四捨五入）となります。しかし、今回の本新株予約権付社債の発行は、当社がさらなる成長を遂げるために必要とされる資金の調達を図ることを目的としており、本資金調達による希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(4) 大規模な第三者割当に関する事項

該当事項はありません。

(5) 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
渡邊 久憲	東京都港区	4,979,000	25.13%	4,979,000	22.71%
ＳＢＩホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	－	－	2,112,675	9.64%
青山 浩	東京都渋谷区	2,070,800	10.45%	2,070,800	9.44%
渡邊 通世	東京都目黒区	960,200	4.85%	960,200	4.38%
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町７番２号	648,400	3.27%	648,400	2.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番３号	623,900	3.15%	623,900	2.85%
阿久津 裕	東京都千代田区	590,000	2.98%	590,000	2.69%
原田 達	東京都港区	462,000	2.33%	462,000	2.11%
大野 真一	東京都板橋区	400,000	2.02%	400,000	1.82%
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	285,900	1.44%	285,900	1.30%
計	－	11,020,200	55.62%	13,132,875	59.90%

（注）１．所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年９月末日現在の株主名簿及び平成24年10月30日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。
２．割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年９月末日現在の株主名簿をもとに、平成24年10月30日までに当社が把握した株式の異動状況及び今回の第三者割当増資で増加予定の株式数を加算し、作成しております。

(6) 大規模な第三者割当の必要性
該当事項はありません。

(7) 株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。

(8) その他参考になる事項
該当事項はありません。

第４ その他の記載事項
該当事項はありません。

また、株式の取得の概要は次の通りです。
(1) 株式取得の目的
当社とＳＢＩホールディングス株式会社がそれぞれ運営する保険、自動車、住宅ローン等に関する比較サイト等のウェブサイト群の集客スキームの連携やサービス連携等を通じて、各当事者の成長、発展及び顧客の利便性向上を図るため。

(2) 株式取得の相手先の名称
ＳＢＩホールディングス株式会社

(3) 株式取得する会社の概要
① 名称　　ＳＢＩ損害保険株式会社
② 所在地　　東京都港区六本木一丁目６番１号（平成24年11月19日現在）
③ 代表者の役職・氏名　代表取締役社長 城戸 博雅（平成24年11月19日現在）
④ 事業内容　　損害保険業
⑤ 規模（売上高）　元受正味保険料 14,288百万円（平成24年３月期）
⑥ 資本金　　13,050百万円（平成24年11月19日現在）
⑦ 従業員数　　409名（平成24年３月期）

(4) 株式取得の時期　平成24年11月19日

(5) 取得する株式の数、取得価額および取得後の持分比率（平成24年11月19日現在）
① 取得株式数　　540,000株
② 取得価額　　１株当たり3,000円
③ 取得後の持分比率　19.85%

(6) 支払資金の調達方法
ＳＢＩホールディングスによる転換社債の引受　1,500百万円
自己資金　　120百万円

（資本金の額の減少について）

当社は、平成24年11月９日開催の取締役会において、第13期定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策及びその他将来における株主への配当に備えるため、会社法第447条第１項の規定に基づき資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

平成24年９月30日現在の資本金の額2,200,225,504円のうち、700,225,504円減少して、1,500,000,000円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金のみを減少いたします。減少した全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の日程

① 取締役会決議日　　平成24年11月９日
② 株主総会決議日　　平成24年12月21日
③ 債権者異議申述最終期日　　平成24年12月27日（予定）
④ 効力発生日　　平成24年12月28日（予定）

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	その他有価証券	㈱カーチスホールディングス	13,460,500	430,736
		イー・旅ネット・ドット・コム㈱	1,500	81,250
		オートックワン㈱	500	3,241
計			13,462,500	515,227

【債券】

銘柄			投資口数等（口）	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	その他有価証券	福岡ソフトバンクホークスボンド（第39回ソフトバンク株式会社無担保社債）	300,000	30,000
計			300,000	30,000

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等（口）	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	その他有価証券	（投資事業有限責任組合）フューチャー七号投資事業有限責任組合	1	16,582
		ngiベンチャーコミュニティ・ファンド１号投資事業有限責任組合	5	13,012
計			6	29,595

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	49,535	36,111	1,047	84,598	23,821	8,999	60,776
工具、器具及び備品	92,865	13,245	13,409	92,701	75,070	10,609	17,631
リース資産	76,547	23,902	－	100,450	57,745	24,630	42,704
有形固定資産計	218,947	73,259	14,457	277,750	156,637	44,239	121,112
無形固定資産							
商標権	6,295	633	308 (308)	6,620	5,019	206	1,601
ソフトウエア	508,061	23,494	21,827 (6,247)	509,728	381,934	77,389	127,793
その他	254	35,600	－	35,854	－	－	35,854
無形固定資産計	514,610	59,728	22,135 (6,555)	552,203	386,953	77,595	165,249

（注）１.当期増加額の主な内容は次のとおりであります。
リース資産の主な増加は、サーバ等の購入によるものです。
ソフトウエアの主な増加は、サイトシステム構築及び改修、完成に伴うソフトウエア仮勘定からの振替によるものです。
２.「当期減少額」欄の（）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額		当期末残高（千円）
			目的使用（千円）	その他（千円）	
貸倒引当金 （注）１	125,111	37,871	175	3,578	159,229
役員退職慰労引当金（注）２	2,380	120	－	2,500	－

（注）１ 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、前期に計上した引当金の洗替による取崩額であります。
２ 役員退職慰労引当金の「当期減少額（その他）」欄は、退任した役員に対する引当金の取り崩しによるものであります。

（２）【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
預金	
普通預金	312,250
定期預金	50,064
別段預金	3,846
計	366,161
合計	366,161

② 売掛金

（イ）相手先別内訳

相手先	金額（千円）
㈱サカイ引越センター	28,816
㈱損害保険見直し本舗	28,629
SBI損害保険㈱	22,426
㈱ハート引越センター	19,015
アートコーポレーション㈱	16,810
その他	241,144
合計	356,843

（ロ）売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
357,394	3,677,871	3,678,422	356,843	91.1	35.5

（注） 消費税等の会計処理は税抜処理を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額（千円）
商品券	3,724
プリペイドカード	2,704
信用調査チケット	210
合計	6,638

④ 関係会社短期貸付金

相手先	金額（千円）
㈱ウェブクルーファイナンス	1,148,500
㈱ウェブクルーコモディティーズ	143,397
㈱ウェブクルーリアルエステイト	115,000
ＢＰＯバンコク㈱	28,163
㈱車屋本舗	20,000
合計	1,455,060

⑤ 関係会社株式

銘柄	金額（千円）
（子会社株式）	
㈱保険見直し本舗	550,342
㈱アガスタ	302,955
㈱損害保険見直し本舗	290,000
㈱小肥羊ジャパン	153,000
網洋信息資産管理諮詢（香港）有限公司	57,160
㈱ウェブクルータイランド	52,568
㈱ウェブクルーエージェンシー	30,000
㈱ウェブクルーリアルエステイト	23,300
㈱住宅本舗	21,597
㈱ウェブクルーライト	8,464
㈱グランドエイジング	7,478
ＢＰＯバンコク㈱	4,983
㈱ＦＸキング 他	3,750
合計	1,505,600

⑥ 一年内返済予定の長期借入金

相手先	金額（千円）
みずほ銀行	79,992
りそな銀行	62,500
東京都民銀行	54,210
商工中金	42,432
その他	40,200
合計	279,334

⑦ 未払金

相手先	金額（千円）
㈱ウェブクルーエージェンシー	119,912
㈱アイレップ	91,417
㈱大塚商会	39,339
日本アイ・ビー・エム㈱	28,875
㈱カカクコム	23,197
その他	120,803
合計	423,545

⑧ 長期借入金

相手先	金額（千円）
みずほ銀行	273,346
商工中金	126,337
オリックス銀行	58,000
東京都民銀行	55,480
その他	6,800
合計	519,963

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月１日から９月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	９月30日
剰余金の配当の基準日	３月31日 ９月30日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 　取扱場所 　株主名簿管理人 　取次所 　買取手数料	 ――――――――― ――――――――― ――――――――― ―――――――――
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載ＵＲＬ http://www.webcrew.co.jp/ir/
株主に対する特典	毎年３月末日現在、９月末日現在の株主名簿に記載された株主様に対し、中国火鍋専門店「小肥羊」半額割引券を進呈する。（注） （株主優待発行基準） 　600株以上 1,200株未満 ：中国火鍋専門店「小肥羊」半額割引券 １枚 1,200株以上 1,800株未満 ：中国火鍋専門店「小肥羊」半額割引券 ２枚 1,800株以上10,000株未満 ：中国火鍋専門店「小肥羊」半額割引券 ３枚 10,000株以上20,000株未満 ：中国火鍋専門店「小肥羊」半額割引券 ５枚 20,000株以上 ：中国火鍋専門店「小肥羊」半額割引券 ８枚 （株主優待券の贈呈時期及び有効期間） ９月30日現在の株主様：12月贈呈 有効期間 翌年６月末日まで ３月31日現在の株主様：６月贈呈 有効期間 同年12月末日まで

（注）半額割引券は、最大４名まで同時利用可能です。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第12期）（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）平成23年12月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
事業年度（第12期）（自 平成22年10月１日 至 平成23年９月30日）平成23年12月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書
（第13期第１四半期）（自 平成23年10月１日 至 平成23年12月31日）平成24年２月14日関東財務局長に提出。
（第13期第２四半期）（自 平成24年１月１日 至 平成24年３月31日）平成24年５月14日関東財務局長に提出。
（第13期第３四半期）（自 平成24年４月１日 至 平成24年６月30日）平成24年８月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書
平成23年12月28日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
平成24年１月20日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類
平成24年10月31日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書
平成24年11月９日関東財務局長に提出。
平成24年10月31日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年12月20日

株式会社ウェブクルー
　取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員
業務執行社員　公認会計士　茂　木　秀　俊　㊞

業務執行社員　公認会計士　古　屋　尚　樹　㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェブクルーの平成23年10月１日から平成24年９月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェブクルー及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年10月２日に締結したＳＢＩホールディングス株式会社との資本・業務提携契約に基づき、平成24年11月19日に第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行するとともに、同日にＳＢＩ損害保険株式会社の株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウェブクルーの平成24年９月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ウェブクルーが平成24年９月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年12月20日

株式会社ウェブクルー
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員
業務執行社員　公認会計士　茂　木　秀　俊　㊞

業務執行社員　公認会計士　古　屋　尚　樹　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェブクルーの平成23年10月１日から平成24年９月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェブクルーの平成24年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年10月２日に締結したＳＢＩホールディングス株式会社との資本・業務提携契約に基づき、平成24年11月19日に第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行するとともに、同日にＳＢＩ損害保険株式会社の株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。